

令和7年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年6月9日

招集年月日	令和7年6月5日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年6月5日 午前10時15分				議 長	中本 正廣
	閉 会					議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	○	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	3番	宮 本 千 春		4番	大 江 厚 子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人		
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	—		
	参 事	宇 田 康 弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬 川 善 博		
	参 事	下 村 佳 世		教 育 次 長	長 尾 航 治		
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長	清 水 裕 之		
	総 務 課 主 幹	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛		
	加 計 支 所 長	児 玉 裕 子		—	—		
	簡 賀 支 所 長	山 本 博 子		—	—		
	企画 DX 課長	能 宗 良 明		—	—		
	税務住民課長	沖 野 貴 宣		—	—		
	地域協働課長	上 手 佳 也		—	—		
	産業観光課長	菅 田 裕 二		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健康福祉課長	伊 賀 真 一		—	—		
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和7年6月9日

	一般質問
--	------

令和7年第3回定例会
(令和7年6月9日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、配付した一般質問通告表のとおり、8人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、3番宮本」の声あり。)

はい。3番宮本千春議員。

○宮本千春議員

議席番号3番、宮本千春でございます。3月の町議会議員選挙において、安芸太田を守り、どんな厳しい状況でも、何くそ負けるものかという姿勢に対し、町民の方々から、御賛同頂き、初当選させていただきました。誰もが平等に、まちづくりに参加できることについて、私の責務と思っております。それでは、町民を代表しまして、一般質問を行いますけれども、初めてということで、一般質問にそぐわないことがございましたら、あらかじめ御了承願います。はじめに、質問してまいります。移住定住の促進について伺います。町では定住促進賃貸住宅や空き家の利活用を通じた住環境整備に取り組まれているところです。しかし現状においては住民票を安芸太田に変更してないことを理由に、自治会の加入を拒む方、あるいは週末のみの別荘の利用で周囲の環境整備を怠る方、自治会に加入しても、地域の考えに寄り添おうとせず、自身の権利主張を優先する方などもおられ、受入れ地域にとって悩みの種となっているような声も聞いております。移住促進による人口減少の抑制も重要ではありますが、やはり単に人数が増えるだけでなく、地域にとってプラスになる関係性の構築が何より肝要です。そうした観点から質問してまいります。まず、本年4月に供用開始となった定住促進住宅もりみんハイツについて伺います。以前配布された資料によりますと、事業実施者の提案書に自治会への加入促進と入居者と自治会との橋渡しの役割を担い、地域コミュニティの形成に寄与するとの記載がありました。また町のホームページによれば、入居資格に自治会の入会が掲げられています。4月の時点で20戸中13戸が成約済みとなっておりますが、このうち、実際に自治会へ加入された世帯数は、何世帯か。また地域コミュニティの形成に向けてどのような取組がなされているか、その状況を伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。移住定住対策ということでもりみんハイツの入居状況と、地域コミュニティの形成の取組についてという御質問でございました。まずもりみんハイツの入居状況でございますが、5月末時点で、全20戸のうち14戸が成約となっております。6月中には14戸全ての入居が完了する見込みとなっております。このタイミングをもちまして指定管理者のほうでは、入居者と地域との顔合わせ及び自治会加入案内を予定をされております。なお入居者へは申込みの段階で自治会加入の説明は済ませておりまして、一定の理解は頂いているところでございます。強制

はできるものではございませんが、特別な事情等がない限り加入頂けるものというふうに考えております。地域コミュニティの形成についてでございますが、地域ごとに自治会の考え方、また入居戸数も違うため、どのようにしていくかは、地域内で協議しながら決めていくものというふうに考えております。例えば上殿は戸数11戸と多いので、もりみんハイツ一つでコミュニティをつくることも考えられるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

コミュニティの形成単位について、まだ確定したものではないと、なっていないということですが、周辺の自治会の方と事前に対応を協議してこられるべきとあつたと思います。これから行う加入案内にあたって混乱のないよう、しっかりした対応をお願いします。今回の加入案内後に問題なく入居者の自治会への加入があつた場合でも、地域活動への参加の有無など、課題が見えてくる可能性がありますので、しっかりとモニタリングを行っていくべきと考えますが、その点については、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。自治会への加入を通じてですね、地域活動への協力が得られるということですね、地域の活性化にもつながるため、町としても促していくつもりでございますが、地域のほうから、自治会活動への参加のメリットなど、入居者へ伝えていただきたいというふうに考えております。ただし地域活動への参加は、個々の事情によって地域の思う協力にならないことがあるかもしれません。町も人口増加と地域活性を図る目的で事業を進めたところですが、地域活動がネックとなって転出などにつながるということは避けたいところです。そうならないためには入居者の多様な価値観を尊重する寛容さが地域にも一定程度求められるのではないかと感じているところです。入居者も地域も、お互いを尊重しながら関わり合っていくことが大事であり、町も指定管理者の取組を促しながら、入居者と地域とのよい関係が構築できるように、継続的に関わってまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

自治会活動のメリットを伝えてほしいということですが、自治会活動そのものが個人のメリットを追求するためというよりは、お互いさまの精神で行う互助的なものではないかと感じています。自治会によって活動内容に濃淡があるので、加入については厳しいところと穏やかなところがあると思いますが、移住者が転出しないように、地域の方の意識を変えてくれというのは、いかがなものかと感じます。人をただ増やすことが目的ではないということはおさえていただきたいと思います。次に、空き家バンクを通じた移住定住について伺います。空き家バンクについては平成17年頃から取組を開始され、20年経過していますが、取組開始から現在までの成約件数と、成約後実際に居住が続いているかどうか。また地域との間でトラブル等が発生したようなことがないか、町で把握されている状況を伺います。加えて5月には外国人が広島県内の中山間地域の空き家を借りるなどして、大麻の製造工場とした事件が、報道されております。今後本町においても不審な移住者による事件が発生する恐れもありますが、このような危機対策をどう講じていくか。お考えを伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家バンクの成約件数、成約後の居住継続、そして地域トラブル、危機管理対策についての御質問でございます。記録のほうが平成23年から残っておりますのでこちらのほうから状況の方を報告させていただきます。平成23年から令和6年度までの空き家バンクの成約件数は、延べで277件で、そのうち、町外からの転入者による利用のほうは延べ129件と、成約件数のほぼ半数が転入による利用となっております。成約後、同じ物件での入居継続は先ほどの129件のうち、おおよそ50件、また空き家バンクの物件から転居をし、引き続き町内に居住されている件数が11件であり、先ほどの129件のうち合計61件、おおむね半数が町内に居住をされております。町内に家を建てて転居されたもの、町外に転出をされたもの、空き家バンク利用でも、賃貸、売買もありまして、入居理由も、社宅利用や2地域利用、別荘利用等も含まれますので、参考数値ということで御理解をください。トラブルについてでございますが、地域とのトラブルは最近では特に聞いておりません。空き家バンク利用に関しては、利用申請書と身分証明書を提出頂いた方のみ案内を行っておりますが、それ以上の対応は行っておりません。また物件登録に関して、町のリスク回避と、所有者、入居者にとって、安全な取引とするため、原則不動産会社の仲介を求めており、売買に関しましては必須としております。空き家バンクは、個人所有の物件を希望者とマッチングするのみで、その後の契約には立ち入れない制度です。不動産会社とも連携をし、トラブル回避に向けた取組をさらに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

町外からの利用者で転入してきた129件のうち50件が入居継続ということは、残りの79件は転居または未利用ということになりますが、その要因について、きちんと分析して、今後の事業展開に活かしていただきたいと思います。私の住む坪野地域では、入居希望者が入居後に想像と違ったことにならないように、町から入居希望者の下見希望の連絡を受けた際に、町、不動産業者、地元自治会長、そして入居希望者でそろって下見を行うこととしており、その際に、地元自治会から季節の変化や自治会で回収している資源ごみの出し方、移住後1年間、自治会費免除など、地域ルールや各行事について丁寧に説明し、現実的な理解と納得の上で移住していただくよう努めています。今後は不審者の移住防止さらには移住者への治安のよさをアピールする目的として、警察官の立会いも考えております。ここで質問ですが、坪野地域の例を述べさせていただきましたが、このような事前の説明や話し合いの場を設けている地域は、ほかにあるかどうか状況を伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。事前の説明や話し合いの場を設けている地域があるかという御質問でございました。坪野地域と同様の取組を他地域で行っているということは聞いておりません。町としましては、入居後に自治会長などへの顔合わせの機会を設け紹介する等の取組を行っております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

入居者の転出を防ぐためには、事前に地域の事情を知らせることが有効と考えますが、町内

全域に広げていくお考えはありませんか、伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家バンクに対する地域の取組はそれぞれでございますが、坪野地域のようにですね、地域ぐるみで対応頂いている地域は、多くはありません。空き家が個人の財産である以上行政としての地域との関わりを強制するのは難しいところもあり、現時点で内見時に自治会長や警察官の立入り等を求めることは予定をしておりません。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

移住者に対する自治会の向き合いはそれぞれと思いますが、坪野のような取組を希望する自治会があれば、町としてしっかりと対応して頂きたいと思います。さて、町はこれまで安芸太田町総合ビジョン計画の実現にあたり、町民皆様の参画があって初めて成り立ちますと述べ、さらには、空き家バンクの目的として、空き家の掘り起こしを推進。また、定住促進を図ることで、人口減少の抑制を目指すとしておられます。坪野自治会では安芸太田町空き家確保支援事業報奨金制度を契機に、自治会をあげて空き家登録促進に取り組んできました。令和2年7月以降、所有者15件へ働きかけ、そのうち5件が制度を活用。制度廃止後も3件が登録に至り、これにより4世帯6名が移住し、その後、約20年ぶりに当地区で出産もありました。5月には5件登録された内1件が成約となり、広島市から移住される運びとなりました。この取組の中で、地域住民自身が地域を守るという意識が芽生え、町との積極的な情報交換が進み、その他の町の事業にも参画するようになりました。また空き家所有者との関係性も深まり、適切な不動産管理につながっています。こうした効果があつた中で、令和6年度から制度が廃止となりました。ここで質問です。当制度の廃止について、町としてはどのような判断、考えに基づくものであつたか伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家確保支援事業報奨金制度の廃止についての御質問を頂きました。空き家確保支援事業は、地元自治会の働きかけにより、空き家バンクに登録された案件について、報奨金を支給する制度で、平成23年から事業を開始し、令和5年度で事業を一旦終了しております。事業効果についてですが、開始4年程度は順調に活用され、年間10件を超える登録につながりましたが、その後は登録件数が年に1、2件の状況が続いておりました。13年間続けた制度でございましたが、こうした状況を踏まえ、事業としては一定の成果を上げた判断をしまして、終了をしたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

開始後数年経てば役員も変わり、だんだんと制度の認知度が下がってくるのもやむを得ないと思いますので、再度周知も必要だったのではないかと思います。一方、地域において取りまとめを行う能力が低下してきていることも事実だと思います。空き家が地域の中で放置され荒廃していくということがないよう対策を講じていただく必要があると思います。ここまで地域側の視点で話を進めてきましたが、移住希望者の方に地域側の希望を全て受入れてもらうのは現実的ではないかもしれません。双方が抱える事情や思いを共有し納得の上で移住が決まるこ

とこそ、地域と移住者の双方にとっても、よい形であると考えます。今後空き家バンクを通じた移住に対し、地域活動への参加など、移住者に求められる内容について、町ホームページ、空き家バンクコーナーにあらかじめ整理し掲載することについて、町の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて議員のほうより、地域と移住者との関係についてですね、縷々御質問頂いておりました。改めてこの問題は本町に限らずですね、どの地域もやっぱり直面する大変大きな課題だと思っております。移住者を増やすということは先ほどからも地域協働課長が申し上げたように、地域の担い手を増やすということにもつながりますし、地域活性化にもつながっていくということで、大変重要だと思いながらも、そのことをやはり期待し過ぎると、移住者のほうの負担感につながるということで、移住そのものをもしかしたらためらってしまう、そういう原因にもなるのではないかということをもまず第一に感じているところでございます。とはいえ、移住者もですねそれから受け入れる地域も納得の上で入居頂く、今議員御指摘頂いたような関係をつくることができればですね、その後のトラブルも当然減っていくわけでございますし、この点、縷々御紹介を頂いた坪野地区の対応というのはですね一つのモデルになるのではないかということも感じているところでございます。ではこれを全地域に広げられるかということでございますが、とりわけ今は自治会長さんもですね様々な仕事も負担感もあって、なかなか手を確保することは難しいという状況を考えますと、町としてもそれを皆さんにしいていくというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに感じております。ただし頑張っているところがですね、どうなのかというと、それはそれで地域において頑張っている自治会ほど、結果として移住者が増えているというのは数字にも出ているようでございますので、そういった意味では、無駄な取組では当然ないと思っておりますし、やはり頑張っているところでは頑張らせていただきたいということも、町として感じているところでございます。改めて、地域活動への参加について移住者に求められる内容をホームページ等で掲載してはどうかという御質問でございますが、今回のもりみんハイツについては、各もりみんハイツがある自治会の加入については、先ほどからお話があるように事前に案内をさせていただきました。町としてはある意味、これまでの取組に比べるとですね一歩踏み込んだ対応だと思っておりますが、では、御紹介のような地域活動への参加については、各もりみんハイツの存在する自治会ごとに活動内容も異なりますし、また移住者の受入れについてもそれぞれの地域で思いが違うのではないかということもあって、事前掲載は当然今回行っておりません。他方、一般的な取組でございます空き家バンクの物件がある自治会についてはですね、事前に自治会活動の聞き取り調査を行い、それを踏まえ、自治会のことや、地域行事、会費などについても、役場のほうからですね、大まかな内容については、移住者に対して、移住前にお伝えをしているところでございます。そういった意味では、これも地域協働課長からお話をしました。移住者にも地域の思いを分かってもらう。さらにまた地域においてもですね、移住者の受入れについて、寛容な寛容性を高めていただくということが、両方必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。なお、一般的に移住者に求められる、あるいは地域近所付き合いをうまく進めるために、知っておいてもらったほうが良いという参考になるような手引き的な資料の作成についてはですね、これ今後研究をし、場合によっては今お話があった、ホームページ等で掲載するということは考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

町全体の考えをまとめるのではなく、地域ごとの思いを整理して、物件の掲載ページにその物件の所在する地域が求めているものを載せている形であれば、可能かと思います。歓迎されていないという受け止めについての懸念は分かりますが結果として地域の中で歓迎できなかったという現実にいたるよりは良いと思います。町としても、移住、定住施策が誰のための何のための施策であるかをいま一度見直して必要な対応して検討していただければいいと思います。次の質問に移ります。次は地域保全に関する課題について伺います。現在、過疎化や高齢化が進む中で、人手不足により耕作放棄地が増加し、加えて傾斜地や狭小地といった条件不利な土地も多く、地域環境の悪化が懸念されております。これらの問題に対応するため、国の中山間地域等支払交付金や多面的機能支払交付金、さらには県のアダプト制度など、様々な補助制度が用意されていますが、現場では、事務手続の担い手不足が顕著であり、登録申請や経理処理が困難な団体も少なくありません。実際現在多くの地域団体では70代から80代の元気な高齢者が中心となり活動されていますが、人口減少や定年年齢の延伸により、次の世代の担い手確保がますます難しくなっているのが現状です。この状況については過去の一般質問でも度々指摘されており、令和6年2月にまとめられた集落対策に関する調査結果においても、同様の課題が指摘されています。こうした中、国においても、事務処理の外注化や集落協定の公益化に向けた取組が進められているところです。本年度から第6期対策が始まり、集落協定のネットワーク化や統合、継続可能な体制にしていくことが求められます。そこで町内における集落協定の状況についての質問です。今年度以降の継続に難色を示している地域もあると伺っていますが、その後の動きはどうなっていますでしょうか。お願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。地域保全に関します、町内における集落協定の現状についての御質問でございました。多面的機能支払交付金並びに中山間地域等直接支払制度は、ともに今年度から新たな期間に入るため、多面的では2会場、中山間では3会場で説明会を行ったところでございます。各協定の最終的な結論はまだでございますが、幾つかの協定につきましては、今年度から参加しないという声も聞いているところが現状でございます。高齢化などの影響もあり、耕作者の減少を感じているところでございます。一方で、やめることを検討していたが、隣の協定と一緒に引き続き加入するという動きもあります。引き続き加入を検討していただきたいところですが、地域によって、様々な事情があるのが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

先日、これらの制度についての説明会に私もそれぞれの会場に参加させていただきましたが、出席者の多くの方から、ネットワーク化に関する質問が多く寄せられていました。今後単独での継続が困難な地域も含め、ネットワーク化や統合についての動きが出てくるんだと思いますが、事務職員の確保も困難な中では、地域同士で調整していくのは、厳しいのではないかと思います。この調整機能を町が率先していく考えはありませんか。お尋ねします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。ネットワーク化や、統合また事務職員の確保についての御質問でございました。中山間地域等直接支払制度については、第6期から協定のネットワーク化へと大きくかじが切られた

ところでございます。複数の集落協定が事務や草刈りなどの作業について補完し合いながら連携して活動を行うということで、集落協定の活動を維持できる体制づくりの構築をしようとするものです。もちろん、町は各集落協定の活動をサポートしていきます。しかしながら、隣の協定とは一緒になるのは難しいという意見も聞かれます。このネットワーク活動計画は5年をかけて策定するものです。地域の活動を維持していくために、ネットワーク化という選択肢があることを、まずは地域の方々に知っていただき、機運を高めていけたらと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

ネットワーク化計画は5年かけて策定するものとの答弁がありましたが、正確には5年以内に策定できなければ交付金の減額になるというものであり、策定に5年もかけているのは、最も遅い場合にあたります。後継者がいない中では、1年でも早くネットワーク化を進め、持続可能な体制をつくる必要があります。町としても具体的なサポートとしてネットワーク化の案の提示やその取りまとめなど、もっと前のめりに関与していくことを求めます。中山間地域等直接支払制度以外に、多面的機能支払交付金などの地域環境の維持に対して活用できる補助制度はどんなものがあるのでしょうか。また、それぞれ町内でどの程度の団体が活用しているのでしょうか。お尋ねします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。地域環境の維持に対して活用できる補助制度についての御質問でございました。有害鳥獣被害防止対策事業といたしまして、電気柵、トタンなどの設置に要する費用を補助しております。集落全体を囲む自治会からの申請であれば、事業費の8割、隣地との協働であれば6割の補助金として支援し、年1、2件の活用があります。また、地域で担われている農業用水路、ため池などの改修は事業費の4割を助成する制度があります。年10件以上の事業実績があるところでございます。さらに、自治活動の支援といたしましては、毎年約2,000万円の交付金を各自自治会に交付しているほか、新たに令和6年度より、地域活性化に資する活動を支援する地域づくり補助金を創設し、活動を支援しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

それぞれの補助制度によって申請の事務の難易度はそれぞれと思いますが、それらの事務作業の煩雑さ、少なからずあるものと思います。集落協定のネットワーク化が進められる中で、その他の補助金についても、事務処理の一元化の可能性や、さらに広範な機能を持たせた農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOとしての整備について、具体化の動きは進んでいますでしょうか。また、現在各自が事務担当者に対して支出されている報酬を合わせればRMOに専任の事務員を置くことは可能だと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。農村型地域運営組織RMOの御質問でございます。農業を核にいたしました活動とあわせて、生活支援などの取組を行う住民組織でございます。地域の要望もありましたため、県と本年2月に制度の説明会を行っている状況です。農村型RMOは基本的に農業分野から新たな

分野の取組を行うことが条件です。組織の中で専任の事務員を置くことは可能ですが、協議会運営に係る人件費や維持管理は、農村型RMO補助金の支援対象外となっています。事務担当者経費の財源に関しましては、詳細について、国や県に確認する必要があるというふうに考えております。この制度は3年間、年1,000万円が上限のソフト事業が対象の補助金となります。例えば、中山間直接支払の集落協定が中心となって協議会を設立し、福祉連携など、農業とは関わりのない組織が農業者と連携しながら地域保全の取組を行います。したがって、組織を立ち上げるまでの間の負担が懸念されるところですが、検討している地域があれば、説明に参りたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

近々町内にRMOの設立されるという話も伺っております。こういった団体と連携すれば、ネットワーク化の核となっただけのではないかと思います。情動的にも人脈的にも、町は多くのものを持っておられますから、初期の仕組みづくりにはしっかり汗をかいて頂きたいと思います。さて、人手不足の対応の選択肢として、集落支援員を活用することについて、これまでも議会で増員の必要性について議論されてきたようですが、令和5年9月定例会では、要望があれば支援範囲を広げるとの答弁がありました。今後さらに地域支援の体制を強化することが求められていると考えます。例えば地域おこし協力隊OBの外部登用、業務量に応じた柔軟な働き方の導入、あるいは業務委託方式の導入など、新しい支援体制の構築が必要ではないでしょうか。お尋ねします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、集落支援員の体制強化について御質問を頂きました。集落支援員は高齢化が著しく進み、かつ人口が極めて少ないなど、一定の条件を満たす地域が集落支援員の配置を希望する場合に、地域の見守りや実態把握、地域活動の支援等の活動を行っております。現在本町では3名の集落支援員が、19の自治振興会で活発に活動を行っておりますが、今年からは、主に限界集落を対象とした集落支援の取組を始めており、集落支援員には、その取組への側面支援を新たな業務としてお願いをしているところでございます。この集落支援の取組は、今後地域の高齢化がさらに進み、担い手の減少等により、コミュニティの維持が困難な地域が増加していくことを見越しての取組でありますので、議員の御指摘の環境保全とは少し異なりますが、その事業の効果検証も行いながら、集落支援員の役割や配置等についても検討してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

町内には高齢化や人口減少が進んでない地域はないと言えます。そういう意味では全域対象地域でありますので、そういった町の現状を踏まえて、限界集落に至る前段階から、集落支援員が配置できるよう、適切な活動範囲、役割について検討していただきたいと思います。地域保全のための活動で、人手以外の課題として、有害鳥獣被害の問題があります。被害を受けた高齢農家の方々から、もう作る意欲がなくなったという声をよく耳にします。この問題に対して、昨年広島県はテゴスという組織をつくり、県、市、町で連携して町の鳥獣被害防除対策の指導や実行支援を行っており、安芸太田町はこの4月からフィールドアドバイザーが配置され、支援が開始されたところです。ここで質問ですがテゴスの活動内容や活動範囲、また

地域商社との連携状況、電気柵の設置など、具体的な支援について、現状をお聞かせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町では、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の低減を目指して活動している専門組織、一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構テゴスに、令和7年4月から参画しました。この機構は、有害対策の専門的知見を有する専任者を参加市町に派遣し、被害の予防や対策の支援活動を行っています。現在は各地域の電気柵設置に出向いていますが、今後具体的には現地相談や技術支援、地域住民から役場への相談に応じて現地に赴き、被害状況の確認、侵入経路の特定、対策方法の助言などを行いたいと考えています。また、産直市に参加されている農家の方々へ出向き、野生鳥獣の出没や被害状況を確認するなど、農業生産支援につなげていきます。電気柵は、鳥獣の侵入を防ぐための有効な手段ですが、設置の仕方によって効果が大きく異なります。そのため、専任者が現地で設置場所を確認した上で適切な施工方法を直接指導します。これにより、地域住民の対策するスキルの底上げと意識啓発を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

テゴスの支援内容として、補助申請の補助も含まれておりますが、そもそも畑に電気柵を設置するためには、農作物の出荷が前提条件となっております。農業施策としては当然の条件かもしれませんが、地域全体の環境維持という観点からは支援があってもよいのではないかと考えます。ここで質問ですが、できる限り耕作放棄地を増やさないためにも、有害鳥獣被害対策事業について、一般への販売を行っていない場合であっても対象にすることはできないでしょうか。町の考えを伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、お答えします。電気柵などの鳥獣被害防止対策事業に係る支援につきましては、農業経営の継続や生産力の維持といった観点から、畑に関しましては、農作物の出荷を目的とした営農活動が確認できることを要件としております。これは、これらの取組が、農業振興、産業振興の一環であるためです。ただし、電気柵は単一農家だけを対象とするよりも、集落全体を囲ったほうがより効果が高いことから、自治会単位で申込みを頂いた場合は、補助率も高く設定しているところであり、この場合は当然、農家販売以外の方も対象となっているところです。また、多面的機能支払制度及び中山間地域直接支払制度においても、鳥獣被害防止対策の活動に対する支援制度があります。こうした背景を踏まえまして、町といたしましては、先ほど申しましたが、地域全体での電気柵設置に対し、手厚い支援を要しているところであります。各地域で現状把握していただき対応の御検討をお願いしたいというところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

地域全体での設置を進めているということですが、効果が高い一方で、管理が必要となる範囲も広く、その作業が重くなるのが課題となっております。どうしても出荷ということが前提になるのであれば、現在出荷していなくても、商社と連携して、今後出荷していくという確約を

つけることで、補助の対象とすることは可能ではないでしょうか。坪野地区でも産直市を運営していますが、出荷者の確保に苦勞するという状況が続いています。恐らく地域商社が運営している道の駅の産直市でも同様だと思います。より生産者に寄り添った取組がされることに期待いたします。地域保全活動を維持するためにも、地域の居住者の数を維持することはとても重要です。そこで町内在住者、かつ町内勤務者への支援について伺います。現在町内居住者で町内企業に就職した場合の明確なインセンティブはあるのでしょうか。お尋ねします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。お答えします。町内在住者が町内企業に就職した際に、町からの報奨的なものはありません。質問に対する答弁になっているかどうか分かりませんが、安芸太田町企業誘致促進条例による指定事業者が新規雇用した場合に、指定事業者に対し奨励金を交付する制度がございます。その際、町内在住者でも、奨励金の交付対象者となっているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

居住者本人に対しての支援としては、現時点ないということでした。次の質問に移ります。町外での勤務の場合には、遠距離通勤補助がありますが、町内に住み、町内で頑張っている方への支援策として、例えば住宅取得や改修に対する助成、町内企業が町内在住者を雇用したり、町外へ居住している方を町内へ転居させた際の助成など考えられますが、町の考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて町内に住んでおられる方への支援ということでお話ししました。先ほど産業観光課長お話しした安芸太田町企業誘致促進条例でございますが、すみません、これ対象になるのはあくまでも町内に住んでおられる方々を雇用した場合ということでございますので、ある意味、議員御指摘頂いた町内在住者で町内企業に就職した場合のインセンティブの一つだと言えるのではないかと考えております。その上で、町内に住んでの方々への支援ということでございます。誤解のないようにあえて申し上げますと、実は町外へ通勤される方への補助事業というのはかつては移住者のみが対象でございましたが、これ私が就任以来ですね公平性の観点から5年前に町内在住者も対象に加えていただいたということでございますし、また、今回御用意したもりみんハイツももちろん移住者を増やすということではございますが、外へ出て行かれる方を抑えたいということもあって、定住の促進ということで、在住者も町内におられる方ももりみんハイツに入れるという、そういう制度にさせていただいたということで、改めて移住者への対応というのもしっかりあるんですが、移住者・在住者に限らず、町内に住んでの方はやっぱり等しく、制度の恩恵を受けられるようなそういう仕組みに、我々としては少しずつではございますが、変えているつもりでございます。その上で、町内に住み町内で頑張っている方への支援策として、子育て世代応援補助金、これは住宅取得や改修にですね、町内在住者であればお支払いするという制度でございますし、また建設課の住宅改修補助金、これも増改築や改修に利用できる制度ということを用意しております。また、加計高校への通学にはですね、町内の方々も補助金の支援を行っているところでございます。またもともと在住されている方々への支援というか、先ほどからのつながりで言うと、移住者であれ、在住者であれ、町内に住んでいれば利用できる本町ならではの制度というのも今、頑張っているつもりでございます。

して、例えば、広くいえば地域通貨moricaの使用などもそれに該当するのではないかと考えておりますし、付随する健康づくりポイント事業ですとか、あるいはもりカー、これは町内500円でどこにでも行けるシステムでございますが、ある意味他の市町さんからするとですね、町内であれば500円でどこでも行ける制度というのはないんだということはよくお聞きしているところでございまして、そういう本町ならではのですね、そして移住者在住者関係なく、町民であれば、誰もが喜ばれる制度、住んでさえ頂ければですね、利用できる制度というのは、これから引き続き、充実をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

住民全員に対する支援に取り組んでいることについては理解いたします。しかし子育て世帯や移住者などへの手厚い支援がある中で、安芸太田町で生まれ、転居することなく就職して働いている人への支援は、それと比較すると、手薄であることは否めません。そもそも何もしていなくても住んでくれているのだから手薄になってしまう気持ちは分かりますが、成果は見えにくくとも、本当はそういう人が転居してしまわないようにすることが重要ではないでしょうか。例えば20年以上の居住歴のある住民に向け、移住並みの補助制度の創設なども検討されてはどうかと思いますが、次の質問に移ります。最後に健康づくりポイント事業の拡充についてです。現在付与事業として掲げているウォーキング等に取り組める方には非常によい制度となっておりますが、高齢や障がい等で歩行が困難な方の場合には、現実的に参加することはできません。高齢者や障がい者の方にも参加できるような事業があれば、障がいの有無、年齢などにかかわらず、全ての人々が健康に対し平等に参加できる社会が、目指せるのではないのでしょうか。前回の一般質問において一つ目は、機材の貸与などのシステム管理上の課題、二つ目は、運動団体が原資を負担するという課題が示されていましたが、その後、事業の拡大の検討は進んでいますでしょうか。また高齢や障がい等で歩行が困難な方に対する配慮をされているのでしょうか。全ての町民が平等に参加できていない現状に対し、どう考えていますか。御答弁をお願いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。健康ポイント事業について御質問頂きました。まず、町民の健康寿命の延伸と、一人一人の生活習慣改善及び主体的な健康づくり等の取組を支援することを目的といたしまして、昨年10月から健康ポイント事業のほうをスタートさせました。内容は、スマートフォンを持っていらっしゃる方限定ではございますが、ウォーキングの回数に応じて、moricaポイントを付与するウォーキングポイントと、栄養講座や運動体験会など、町が開催いたします健康づくりの啓発事業に参加された町民の皆さんに、moricaポイントを付与する健康ポイントがあり、運動や、健康習慣に取り組む、そのきっかけ、動機づけに対するインセンティブとして実施するものでございます。昨年の実績でございますけれども、すみませんちょっと失礼いたします、昨年の実績でございますけれども、ウォーキングポイント付与事業につきましては、本年3月末までの期間限定ではございますが、スマートフォンに内蔵した歩数計で1日ごとに1か月間歩いた日数に応じてmoricaアプリを登録した町民の方1,412人のうち、509人の方に対し、延べ400、失礼しました、48万5,586ポイントを付与させていただきました。また、健康ポイント付与事業につきましては、町が主催をいたしました、6つの事業、計10回ではございますが、延べ186人の方に対し、4万7,800ポイントを付与させていただきました。令和7年度におきましては、上記の事業に付け加え、また特定健診受診や、歯周疾患検診受診に対しますインセンティブといた

しまして、国保の被保険者にmoricaポイントを付与するほか、新たに、高血圧対策として、対象者を選定し、血圧を意識した生活習慣を身につけるために、保健指導に加えて、自らが家庭で血圧測定を行うことに対して、ポイントを付与する事業を実施するための準備を今進めているところでございます。さらなる事業拡大については、3月議会でも答弁をさせていただきましたが、現在のこの健康ポイント付与事業の趣旨が、これまでこうした取組に参加されていなかった町民が、健康運動に取り組まれる、また理解を深めるきっかけとするためのものだというふうに整理をしております。また、機械の貸出し等、適切な管理が難しい等については、既にスポーツに取り組んでおられる、他団体の活動へのポイント付与は、予定をしておるところではございません。なお、現行の健康運動ポイントの内容は、歩行困難な高齢者や障がい者については利用が難しいというふうに私どもも考えております。これは、町の施策として、気軽に取り組むことができる、有酸素運動としてのウォーキングを広く推進したいという意図やその他様々な勉強や、体験を通じて、健康について普及啓発を進めたいとの意図で取り組んでいるものであり、ウォーキングや、外出が困難な方のためには、また、参加可能な別の健康づくり事業を考えていく必要があるというふうに思っております。ただし、こうした方々の場合、特に高齢者においては多くは介護事業等の対象者ではないかと思われますので、それらの事業の中では、当然、健康に配慮する取組を進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

100歳体操のポイント付与ともみじウォークのポイント付与は一体何が違うのでしょうか。取組を始めるきっかけのためだということですが、100歳体操にしてもポイントの付与が始まれば、新たに始めようという人が、出てくる可能性が大いにあるのではないのでしょうか。事業対象の拡充についても一度検討願います。あわせて高齢者や障がい者の有無にかかわらず参加できる制度についても検討もしっかり進めていただきたいと思います。例えば、ウォーキングポイント付与制度にしても、現在は全員が一律同じ歩数を求められてますが、年齢や要介護レベルなどで目標歩数を調整などができれば、より参加しやすくなるのではないのでしょうか。さて、現状の付与事業では、町民が会場等へ出向かなければならず、運転免許返納高齢者や歩行困難な障がい者には参加しにくくなっています。機材のシステム管理は町職員である集落支援員、訪問介護及び訪問職員が訪問する高齢者宅や障がい者宅へ機材を持参し、ポイントを付与することで前回の課題が解消するのではないのでしょうか。そこで提案です。私の地元である、坪野自治会でモデルケースとしての各取組へのポイント付与について実施するお考えはありませんか。地元自治会として運営の剰余金または地域づくり事業補償金を活用することで内々検討しているところであり、対応は可能と考えています。答弁を求めます。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。それでは私のほうからお答えをさせていただきます。健康事業については、先ほど健康福祉課長が答弁したとおりでございますが、地域活動への参加を促すポイント制度につきましては引き続き地域協働課において検討を進めてまいります。その上で、地域での取組に対して、各自治会がポイントを付与する事業は既に可能となっております。実際自治会が独自に敬老会のお祝金を配布するのに、moricaポイントで給付したいという御要望に対しまして、付与する相手のリストとそのための原資を頂ければ対応しているところでもございまして、地域活性化の一つの方法として、御検討頂ければというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

地域づくりポイントと健康づくりポイントの根本的な違いとして付与する取組の目的が地域のためなのか、自分のためなのかということだと思います。100歳体操やラジオ体操の参加といった内容であれば、健康づくりのほうがふさわしいと思います。少しでも参加者のモチベーションの向上につながればと思いますので、モデルケースについて、再度検討を求めます。最後に、安芸太田町総合ビジョンの目指す姿、基本方針とあわせて、障がいの有無や性別、国籍、年齢など関わらず、全ての人々が平等に参加できるインクルーシブの社会の実現に向け、皆様から、選ばれるまちづくりに取り組んでまいることを申し添え、私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で3番、宮本千春議員の一般質問を終わります。11時5分まで休憩といたします。

休憩	午前 11 時 00 分
再開	午前 11 時 05 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(「議長、6番佐々木」の声あり。)

6番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

6番議員の佐々木道則でございます。議員として、改めてこの場に立たせていただきまして、発言をさせていただきますが、このことに感謝をいたしますが、また改めて責任の重さを痛感しているところでございます。話はちょっと変わりますが、この6月3日に私たちの子どもの時代のスーパースター、プロ野球巨人軍の長嶋茂雄名誉監督さんがお亡くなりになりました。1974年、昭和49年になりますが、10月14日、当時の後楽園球場で引退セレモニーが行われております。その引退セレモニーの挨拶の中で、これは最近テレビの中で、この場面だけが取上げられておりますが、挨拶の中で、「本日私は引退しますが、我が巨人軍は永遠に不滅です。」という名言を残されております。この我が巨人軍は永遠に不滅ですを引用して、これを置き換え、「我が安芸太田町は永遠に不滅です。」として町長職員一丸となり、第三次安芸太田町長期総合計画安芸太田町総合ビジョンの基本方針、安芸太田町、ごめんなさい、太田川とともに暮らし、学び、未来に向けて、一人一人が活躍し、次世代や未来につながる持続可能なまちづくりに向けて職務に取り組んで頂きたいと思います。それでは本題に戻りますが、本定例会において、質問事項といたしまして、少し重たい質問になるかもしれませんが、公共管理施設計画及び管理について、公益通報について、随意契約についての3題を通告をしておりますので、順次お尋ねをいたします。まず第1題目、公共施設の総合管理計画及び管理についてをお尋ねいたします。御存じのとおり、国においては、長期的な視点にたった老朽化対策の推進、適切な維持管理、修繕の実施、トータルコストの縮減、平準化、計画の普段の見直し、充実により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進をするために、公共施設等総合管理計画の策定が求められ、このことを受けて、町においては、平成29年3月に安芸太田町公共施設等総合管理計画が策定されています。その管理計画の内容は、本町の公共施設等、役場などの建物資産、道路や橋梁などのインフラ資産の両方となりますが、今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置づけ、町の上位基本計画である第2次安芸太田町長期総合計画の基本方針のもと、他の行政計画と連携させ、公共建築物の大規模改修時期や建て替え、更新時期が、今後増加することを踏まえ、更新費用等の負担を分散軽減することを考慮して、平成28年度これ2016年か

らになりますが、令和17年度2035年までの20年間を対象期間とされております。さらに、国により改定要請により、令和3年度までの公共施設等総合管理計画上の策定にあたっての指針の改定等について、これは令和3年1月に出ております、及び公共施設等総合管理計画の作成にあたっての、指針改定事項について、これは令和4年4月に出ておりますが、これを受けて、町においては、令和5年度5月、安芸太田町公共施設等総合管理計画を改訂をされております。そこで改定された安芸太田町公共施設等総合管理計画を円滑に推進する上での課題について、町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして佐々木道則議員よりまずは公共施設の管理計画の円滑な推進を図る上での課題というか、御質問頂きました。冒頭長島名誉監督の名言の御紹介ありました。我々そままで大きな話ができないものですからまずこの本町を維持していく、20年、30年、50年、そういうスパンに立っての取組ということで総合ビジョンをまとめさせていただいたところでございますが、とりわけ本町を引き続き継続していくという意味では、行財政改革の推進ということも大変大きなテーマだと思っております。無駄を排していく、これを不断に続けていくということがやはり重要なことだというふうに思っております。その上で、議員御指摘のような安芸太田町公共施設等総合管理計画をつくって、計画的に物事を進めているところでございます。計画策定以降ですね、これまで施設の解体までは至っていないものもございしますが、学校統廃合など比較的大きい施設を普通財産へ移行していく。あるいはまた老朽化による町営住宅の解体やいこいの村の民間譲渡など、対応可能なものについてはですね随時削減の取組を行ってきたところでございます。他方、黎明館の建設ですとかあるいはもりみんハイツまた再整備中の道の駅などですね、町の将来を見越して整備増築する施設も実はございますものですから、トータルとして、目標設定掲げております20年かけて30年以上30%以上、延べ床面積を減らしていくというこの目標、大変は高いハードルだということも認識しているところでございます。その上で令和17年までの計画でございます。計画期間の大体半ばが過ぎる本年度、いよいよ目標達成に向けてですねアクセルを踏み込んでいかなければいけないということで、今年度中に個別施設計画の取りまとめをしたいと考えており、今取組を進めているところでございますが、計画を円滑に進め推進する上での課題というのは何といっても、この手の議論というのは、総論賛成各論反対に陥りがちだということでございまして、個別施設をどう扱うかという議論になりますとですねやはり地域によっても相当温度差が出てくるのではないかというふうに思っております。この点につきましては、議員の皆様方におかれましてはですね、何とぞ町全体を見据えた上での対応、大所高所からの後押しをぜひともお願いしたいところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。町長より課題等についての御答弁を頂いたわけですが、この総合管理計画については、いわゆる行政財産のみが対象として考えられておるのか。その辺りの答弁はどうでございますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。今回、検討しております総合管理計画、個別管理計画におきましては、行政財産のみ

を対象として整理を始めているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。行政財産ということでございます。ご存じ、皆さんご存じとは思いますが、行政財産とは公用または公共用に供し、また供することで、決定した財産で事務または事業を執行するために直接使用することを目的とする財産、いわゆるこの庁舎等が該当しますが、また、公共用財産は町民の一般的共同利用に供することを目的とした財産のことで、いわゆる学校等が該当すると思います。先ほど聞きました普通財産は、今言いました、行政財産以外の公有財産で、直接行政目的に供されるものでなく、管理する財産で、これについては貸付け、売払いなどができる財産とされております。行政財産より普通財産に移行された場合は、安芸太田町公共施設等管理計画の中で、本計画で対象とされる施設の中、普通財産、歴史的建造物、延べ床面積が100平米未満の建物については除くとなっており、安芸太田町公共施設等総合管理計画外ということで、先ほどの答弁にありましたが、ありますが、普通財産とはいえ、管理経費は生じております。普通財産は、個別施設管理計画の中ではどのように対応されるのか、お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて安芸太田町、失礼しました、安芸太田町公共施設等総合管理計画はあくまでも行政財産の管理ということで取組をさせていただいております。一方で、普通財産も、これ御指摘のとおり、管理費用を発生するものでございまして、必要ないものですかあるいは別に利用される方がおられれば、当然それについても、処分といいますか、していきたいというところでございます。直近で言いますと龍頭峡の施設などは、長年普通財産でございました。これは管理も当然してきたわけでございますが、より観光施設でもございますので、希望があったところには譲渡させていただいて、町の管理から離れて商売として使っていきたいということで、そんな取組も、随時しているところでございます。普通財産については計画はありませんけれども、そういった意味でできるものについては順次、処分なりしていくべきだというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい今答弁にありましたように、普通財産においても適切な対応をよろしく申し上げます。それでは次に総合管理計画の進捗状況について質問します。令和5年、6年度、令和5年度6年度の町長の予算概要、施設方針の中で、公共施設等管理計画の見直しを踏まえ、令和5年度からは、施設ごとの計画である公共施設個別建設計画の更新作業に着手し、個別施設の有効活用や廃止も含めた検討、また令和6年度においては、課題となっている公共施設の老朽化対策や適正配置に対応するため、公共施設等総合管理計画に掲げた、目標に向けて、令和5年度から着手している個別施設計画の更新作業を加速させ、各施設の今後の方向性を取りまとめていくとされております。また、令和5年6月定例会全員協議会に配付されました安芸太田町公共施設等総合管理計画改定の概要においては、今後の取組で、最終案を議会報告並びに計画作成は6年度末とされております。取組から開始2か年を経過し、計画の進捗が遅れているように感じているところがございます。本定例会11日の全員協議会において、個別施設管理計画の進捗状況等、執行部より説明があるようにお聞きをしておりますが、この質問は5月26日に提出をさせていただいておりますので、説明前の質問となりますが、個別施設管理計画の進捗状況についてお尋ねをいた

します。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、公共施設等個別施設計画の進捗状況について御質問を頂きました。個別施設計画の整理につきましては、令和5年度から進めておりまして、これらの整理を進めるにあたり、各施設の老朽化や利用状況、維持コストなどの取りまとめを行っております。いわゆる施設カルテというのを作成をし、これらを参考にしながら、町行財政審議会からの御意見を頂きながら進めることとしております。施設カルテにおきましては、一定程度の整理が完成したことから、今後は所管課とのヒアリング等を踏まえまして、町の方向案をお示ししたものを、審議会のほうにお諮りすることを考えております。審議会につきましては第1回目を6月に開催を予定しております。全4回にかけて、審議会を行い、施設分類ごとに順次審議をしていく、お願いすることとしております。なお、個別施設計画の取りまとめは令和7年度末を目指しているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。御答弁頂いたんですが先ほど言いましたように当初の計画よりは遅れてはおるようですが、ただいま説明があったように、今月より個別協議が開始されるという答弁でございましたので、これは11日にあります資料からですが、この9月に町議会に計画報告で8年の2月に計画策定を済ませ、3月には最終報告がなされるよう、今後のスケジュール予定をされております。3月の最終報告がなされるよう取組を進めていただきたいと思います。続きまして公共施設等総合管理計画を推進するための体制についてお伺いをします。公共施設等管理計画においては、公共施設等マネジメントに関する推進体制の構築のため、庁舎内に町長を座長として、仮称公共施設等マネジメント推進会議を開催し取組むとされておりますが、この推進会議の取組状況について説明を求めます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、公共施設等総合管理計画の推進体制につきましては、計画内でその体制について明示しております。庁内において、町長をトップとして副町長各課長や支所長等で構成する公共施設等マネジメント推進会議（仮称）というのを設置いたしまして、各部署を超えて、町全体で連携協力して必要な調整を行うこととしております。この推進会議は、本定例会終了後、早急に立ち上げる予定でありまして、今後、行財政審議会にお諮りする個別施設の管理計画案、つまりは施設の方案等については、この推進会議において必要な調整を行って、取組を進めることとしておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、総務課長より答弁頂きました。早急、今月中には立ち上げるというような答弁でございましたが、管理計画にあります公共施設等マネジメントに関する推進体制の構築イメージに基づいての会議を実施して管理計画を実施されるようですが、先ほども言いましたように、いわゆる7年度8年度ですね、7年度8年度の3月には間違いなく、この議会にも報告がなされるよう、改めて、申し添えておきます。これでちょっと再質問になるんですが、平成29年3月に作成されまし

た安芸太田町公共施設等総合管理計画においては、実績を検証し、次年度以降の取組の改善に活かしていくよう、PDCAサイクルを回しながら、効果的な取組、また町民との情報共有に向けて取組実績については、町のホームページ等にホームページに記載し、より積極的に公表をするというような記事がございますが、このことについてはどういうことになってるか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、公共施設等総合管理計画の実績検証につきましてですが、こちらにつきましては現在、個別施設の管理計画を今後策定していくところでございます、その後、各施設の取扱いについてを、PDCAサイクルを回しながら、一つ一つの施設の取扱いを公表してまいりたいと考えております。現在のところは、この総合管理計画のPDCAサイクルというのはできておりませんので、今後、具体的な取組を進める中で、公表してまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

実績等については公表はされていないということで御答弁でありましたが、一応計画には表記してありますので、公表されるよう、引き続き取組み、実績等の公表はお願いをしておきます。次に移ります。でありましてその計画を推進する上での財源措置について質問をいたします。今後の維持費に係る需要額は、過去の投資経費を大きく超える費用が計画の中で見込まれておりますが、また、現在の公的施設等に係る経常経費、これは表に載ってございましたが、これ平成30年から令和2年、3か年の数字でございますが平均で3.3億円という数字が載っております。今後の公共施設等総合管理計画を推進するための財源措置は、町としてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、公共施設等総合管理計画を推進するための財政措置でございます。各施設のあり方は、存廃を含め、今後、個別施設計画を取りまとめる中で明確になります。それに基づいて長寿命化が必要な施設は、大規模修繕などの対応が想定されますし、行政財産としての用途を廃止するものについては、施設の譲渡や移管のほか、解体などの除去対応を進めることになります。とりわけ、大規模修繕や除去などの対応には多額の費用がかかると見込まれることから、方針を決定した上で、具体的な対応については、町の財政全体を見据えながら、公共施設等適正管理推進債や過疎対策事業債などの起債の活用等も視野に入れ、計画的に進めていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。今後の財政計画について御答弁頂いたんですが、答弁にもありましたように、今後については起債を中心に考えておられるというような答弁だったと思います。私もちょっとありました起債のことについてですね、ちょっと調べてみましたが、財源としての起債は国においては、先ほどありました公共施設等適正管理推進事業に取り組みまれています。これを見ますとですね、確かに事業的にはございました。これ、総務省から地方財政の分析ということで出ておりますが、その中にですね公共施設等管理推進事業債については、まず対象が公共施

設等総合管理計画に位置づけてあることが必要となっておりまして、先ほど数字がありましたように、充当率は90%、元利償還金に対する交付税措置が50%ということですが、この今言いました推進事業は、令和8年までです。事業期間は。事業期間は令和8年度までで、令和7年度事業費が5,000億円という表記がございますので、8年度については一応この内容の管理推進事業債は終了するのではないかと思います、引き続き、全国の自治体も同じような問題を抱えると思いますので、引き続き、これに類似した起債等が出てくるとはと思いますが、この起債事業についての情報には注視をしていただきたい。また併せてですね、今後道の駅の再整備事業、加計スマートインター事業、筒賀拠点の整備事業と当町においても大型プロジェクトが対応する財源としての起債が見込まれておりますので、管理計画を推進するための財源措置としての起債と合わせての起債対応が必要となってくることが予測されますので、起債状況を注視していただきたいと思いますし、また公共、この公共施設管理計画に対する質問については随時私のほうも質問を続けていきたいと思いますので。それでは次です。施設管理に準じまして質問をいたします。公共施設を含む町有財産の維持管理についてはどのようなになってるか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。公共施設の維持管理でございますが、公共施設を含む町有財産の管理については、各所管する担当課により維持管理を行っております。日々適切に利用できるように努めておるところでございます。各施設においては、老朽化等もありまして、修繕が必要な場合もあります。この場合、大規模修繕などについては、個別施設計画と密接に関係しており、その整理ができ次第、必要なものから対応することとして考えておりますが、現に使用している施設においては、使用に支障が生じているものや危険性があるなど、緊急度の高いものについては随時必要な対応をとっているところでございます。個別施設の状況につきましては、それぞれ所管する課のほうからお答えいたしますが、今後、行財政審議会においても、個別施設の概要をカルテという形でまとめて提出する予定でございますので、そちらも御確認頂ければと思います。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

総務課長から御答弁を頂いたわけですが維持管理状況、施設の維持管理状況というのは了解をいたしました。今答弁の中にもありましたが、緊急性が高いものについては必要な対応を行っていくということでございましたが、次の2か所について再質問をいたします。まず1か所目でございますが、この質問は令和2年9月の定例会において、私が質問をしておりますが、質問して早急に対応されておりますが、その後の管理状況について改めてお尋ねをします。場所は、国道186号加計山崎のJ R鉄橋から木坂方面に向けたJ R路線跡地についてですが、この跡地はいわゆる壁面のコンクリートの壁面の上にありますので、路線後はもう現在は山林化しております。山林化したことによる歩道側のコンクリート壁に路線跡地より、葛葉等のつるが、壁面をつたい、国道にある歩道近くまで伸びており、歩道を歩行される方は、つるを避けて通らなくてはいけないというような状況でございます。この歩道は御存じのように歩道幅も狭く、また学校の通学路ともなっております。他のJ R跡地については、定期的な除草作業が行われている状況を見ますが、この区間についての管理対応はどうされているのか、お尋ねをします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。普通財産におきまして、特に旧ＪＲ跡地などの空き地の管理においては、基本年2回の草刈りを実施しており、繁茂の状況を見ながら、適切な時期に行うこととしております。手法といたしましては近隣住民の皆様もしくは自治会にて除草を行っていただく方法、あるいは町内のシルバー人材センターまたは社会福祉法人に委託する方法、そして、専門的な技術等を求められる作業の場合は、土木会社など専門業者へ業務をお願いする方法で実施をしております。引き続き適正な対応を心がける中、当該箇所におきましても、現状を確認しまして、住民の方々の生活に支障が出るなど、緊急性を要する場合には、迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

早急な対応を望みます。次は皆さんももう御存じと思いますが、川森交流センターの雨漏りの件でございます。これは今までも同僚議員が幾度質問して執行部のほうからは、金額、修繕すると金額は多額だというような答弁でちょっと難しいというようなニュアンスでございましたが、先日の会議に私もちょっとホールで参加をさせていただいたんですが、1階のホールの天井、雨漏りでもうボードが真っ黒けです。下には、いわゆるコーンで四角にして、立ち入らないようにという意味でしょうが、このままの状況ではやっぱりボードが落ちてくるとか、参加者の方に被害が当たるとかということが予測されますが、金額的なことがあるんでなかなかその修繕も難しいというようなことでありましようが、何かしらの対応は今のようコーン置いてってここは立ち入ってはいけませんよということだけで済むのかどうか、その辺りはどういふふうにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。それでは川・森・文化・交流センターを管理しております教育委員会として答弁を申し上げます。御承知のとおり川・森・文化・交流センター4階建ての建物で、当時は温井ダムの建設当時につくられたワークステーションを譲り頂き、町の行政財産として活用してるものでございます。特殊な構造でございまして、4階部分が、3階のところで吹き抜けになってるというか中庭になっている、すり鉢状になっているといった建物でございます。したがって、非常にコスト的に高くつくといったことと、真ん中が吹き抜けておりますので、雨がたまりますと、やはり雨漏りしやすい、非常に雨漏りしやすい建物ということでございます。以前にもお話頂いたとおりですね、これ、漏水を、水をとめようと思いますと、コーキングという形をとらないといけない。屋外コーキングということでございますんで、恐らく3年から5年ぐらいの耐用年数だと思います。全体をやるとですね、およそ3,000万円ぐらいの経費がかかるんじゃないかというふうな試算を持っております。そうした中でですね今議員のほうから御質問頂きました天井ボード等が黒くなってるといった案件でございます。これ私も4月1日からですね川森のほうに赴きまして、いろんなところ、箇所をチェックさせていただいております。まずいわゆる吹き抜けになってる部分ですね、ここにつきましては、泥とかがたまりますと排水が一切できなくなっちゃうということで、真ん中が何ていうかプールのように水がたまるというふうな状況でございます。これを改善するためにまず、一斉の清掃の活動やりました。これで随分水のほうは抜けるようになりました。加えてですねボード等の点検というのともあわせて行わせていただいております。このあたりのところがもろいものにつきましてはですね、本当に申し訳ないんですが、天板を外すといった対応を今現在は取らせていただいているところでござい

す。今後につきましては、先ほど総務課長が述べましたとおり、個別施設管理計画ですね、方針が決定した後に、大規模修繕を行うことになれば対応していきたい、そういうふう考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。特に川森のセンターにつきましてはやっぱり人身事故が起こってからでは遅いので、今ありましたように今月から、管理計画の個別の話合いがあるようでございますが、最善、トップの最上位の案件ではないかと思っておりますので、御協議のほどだと思います。それでは時間ありませんので、まだ考えておったんですが、次の質問に移らせていただきます。公益通報についてでございます。これは現在マスコミのほうでもかなり取上げられていろいろ報じられておりますが、改めてこの法律については皆さん御存じのことと思います。公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の有無、無効及び不当な取扱い禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって、国民生活の安定及び、社会経済の健全な発展に資することとされ、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者に対しては、内部公益通報対応体制の整備、その他につきましては、義務づけられております。町においても安芸太田町公益通報等事務取扱要綱として、平成30年3月16日告示第9号で、安芸太田町における内部の労働者からの通報等への対応手続に関する要綱、これは30年4月1日施行。続いて令和2年3月30日告示第23号、安芸太田町における外部の労働者からの通報等への対応手続に関する要綱、これは令和2年4月1日施行。最終が令和4年8月25日告示第46号、安芸太田町における外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱、これは令和4年9月1日に施行されておりますが、施行されて取り組んでおられますが、本町における公益通報者保護の現状と対応について、町長の所見を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて公益通報についての御質問頂きました。本町における公益通報の制度、それ今議員御指摘のとおり、平成30年度から安芸太田町公益通報等事務取扱要綱を策定し実施しているところであり、またこれも御紹介があったとおり、令和4年度にはですね、内部通報とそれから外部通報に分けてそれぞれ特化した要綱をつくり、対応を進めているところでございます。また、当然、施行にあたっては全職員に対し周知も行っているところでございます。ちなみにこれまで本町においてはこれに基づく通報が1件ございました。通報に基づく調査及び是正を行っているところでございます。他方で、私も就任以降、町民から直接町政への御意見をメールにて伺う仕組みを、町長への手紙という、そういう制度として取り組んでいるところでございまして、こちらは、頂くメールそんなに多くないわけですが、政策提言や町の取組への御意見も頂いており、そちらにはその都度対応するとともに、情報提供者の保護にも気をつけながら対応しているところでございます。公益通報、社会全体の利益を守るためのものでもございますし、かつ公益通報者の保護も当然図られなければいけないということで、公益通報を理由とする不利益取扱い等がないよう、これは引き続きですね、本町としても法に沿った取扱いを進めていきたいと思っているところでございます。またこのたび、消費者庁から今回の様々な取組を受けてだろうと思いますが、令和7年5月22日付けで、行政機関における公益通報者保護法に関わる対応の徹底についてという通知もあったところでございまして、こちらの通知も合わせてですね、適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長
佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今答弁もございましたように、今までに本町においても、通報といいますが、が1件あったというような御答弁だったと思います。内容が内容ですので、深くは追及をいたしません、取扱要綱に基づいて、適切に対応されたと信じておりますので、その辺りはよろしく願いをいたします。また、引き続き今後、通報者が不利益にならないよう、改めて取組を進めて頂きたいと思います。それではそのことにつきまして公益通報保護法の内部外部へのこの制度の周知方法についてはどのようになされているのか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。先ほど町長が答弁申し上げましたように、内部、最終の告示が令和4年8月25日の告示を内部外部の要綱を策定した時点で、それぞれ定めておりますので、これにつきましては、庁内の職員に対しましては、役場内の職員に対しましては、掲示板システムによりまして周知を行っているところでございます。なお、こちらの両方の要綱につきましては、それぞれ、町の公式サイトに例規集として公表をしているところでございますので、それに限られたところで公表してるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今御答弁頂いたんですが、いわゆる内部、職員の方には周知をされてるようですが、一応この保護法は、職員も含めて外部、これがねなかなか、これ消費者庁から出とるんですが、事業者とは、民間企業のみならず、公益法人、協同組合、NPO、個人事業主、地方公共団体が該当しますということでございますので、職員だけの周知でなくて、外部の方にも、町として公益通報が受けられますよという周知はされたほうがいいのではないかと思います。それで、時間もありませんのでちょっと駆け足で行きます。この先ほど述べました公益通報のあれが、要綱が町として定めておられますが、これは4月1日から施行するのに載っておりますが、第5条雑則、運用状況の公表、第17条でございます。この要綱における通報受付件数、受理件数、措置を講じた件数、その他必要な事項を、当年度の終了後、公表するものとするということが明示されておりますが、今まで公表されてとは、私も、目にしておりませんが、どうなっておりますでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。この要綱に基づく通報受付件数、受理件数とも、これまでございませんでした。外部に関してですね、ございませんでしたので、公表はしておらないところですが、今後、受付等がない場合も公表していくといったようなことを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

これ要綱でございますのであれですが、一応要綱上、17条に、第17条に堂々と公表しますとうたっておりますので、外部の方から指摘されたときは、してませんではすみませんので、そ

このあたりの対応は考えていただきたいと思います。混合にもなるんでしょうが取扱い要綱に基づいた対応した取組、現在も実施されていると思いますが、必要なことは、皆さんにしっかり周知をして、職員、業者にも徹底し、通報しやすい公益通報の整備を図っていただきたいことを申し添えておきます。最後でございます。最後の質問です。随意契約、このことについてはこの場で質問することがいいのかどうかということがございますが、これ、地方自治法施行例の一部改正が行われまして、令和7年4月1日より、随意契約ができる契約の予定額限度額、これ少額契約の基準額でございますが、引上げられたようで、ようすでは悪いんですが、これ私、町の監査委員を受けておりながら、存じておりませんでした。申し訳ございません。情報が私のほうにもなかった、私が調べなかったということもあるんでしょうが、議会、町の財務規則第4節、随意契約、随意契約によることができる場合、及び第97条も変更されると思いますが、私を含め、議員の皆さんにも周知ができるということで、この場で取上げさせていただきます。変更と変更された内容、その報告を求めます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。随意契約に関する御質問を頂きました。昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月28日付けで施行され、少額随契、少額随意契約の基準額が引上げられたことから、安芸太田町財務規則で定める額について同額となるよう、令和7年3月31日付で改正を行ったところでございます。少額随契基準額が引上げられた具体的な内容については、工事または製造の請負をさせるときが130万円が200万円に、財産を買い入れるときに80万円から150万円に、物件の借入れが40万円から80万円に、財産の売払いは30万円から50万円にそれぞれ引上げられたものでございまして、このことを、改正を行っております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。先ほど言いましたように、私も町の監査委員を受けておりながら、この情報を知らないというような恥ずかしいことでございますが、職員の皆さんに対する周知はどのようにされておりますでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。職員への周知でございますが、重要案件であることを明示した上で、全職員を対象にして、職員掲示板システムによって周知を行っておりまして、現在はこの規則で運用を行っているとでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。周知をされておるということでございますので先ほどから言いますように監査委員として、今後はそのような対応で全職員の方が周知されるという体制で臨まさせていただきます。今般の随意契約基準額の引上げによって、随意契約の契約事例が増えてくる。増えてくるというのは皆さんの仕事がやりやすくなるというほうが適当なんだろうが、やはり町には、財務規則というものがございます。その中に第97条の2第1項に、町長は、施行令第167条の2第1項第3号、これ1から3まであるんですが、第4号の規定により、随意契約の方法による契約を締結し

ようとする場合は、あらかじめ次の各号これ(1)から(3)、これちょっと読み上げませんが、掲げる事項を公表するものとし、また、第2項として、前項に規定する契約を締結したとき、いわゆる随意契約で契約したときは、速やかに次の各号、これ(1)から(4)あるんですが、これも読み上げませんが、事項を公表するものとされており、第97条の3、第98条を厳守し、業務に取り組んで頂きたいということで先ほど来申し添えております今後につきましては随意契約というのがあがってきましたら、このことを含めて、監査委員として注視をして対応したいということで、最後のことについては、私、監査委員の立場から申し添えて時間もありませんので、私の質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で佐々木道則議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩
再開

午前11時55分
午後 1時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(「議長、9番小島」の声あり。)

9番小島俊二議員。

○小島俊二議員

はい。9番の小島でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。今回ちょっと欲張って6問も質問をしてしまいましたので、若干時間が足らなくなると思いますので早速始めさせてもらいたいと思います。まず1点目が、令和7年3月30日執行の町議会議員選挙の開票について、簡単に質問をさせていただきたいと思います。今回12人が立候補されて11人が当選ということなんですが開票作業においてちょっと気づいたことがありますんで、意見を述べさせていただきます。回数別の開票状況の候補者別得票のバランスが悪過ぎるのではないかと。1回目の開票中間発表から、最低0票と最高120票との差が出てるという状況でございます。差がつき過ぎているという状況です。3点目が第1回目の開票中間発表で、当選者でありながら、0票の候補者が3名おられたという状況です。過去こういった例が余り散見されることがなかったんで、その辺について、選挙管理委員会の見解を述べていただきたいと思います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、選挙管理委員会事務局長として答弁をさせていただきます。各選挙の開票につきましては、その選挙の開票管理者が、その責務を負うところでございます。このたびの町議会議員選挙につきましては、町に身近な選挙ということもあり、できるだけ多くの中間発表を行うことで、より早く開票状況をお知らせすべく、開票順に公表したものでございます。この開票にあたりましては、moricaのmoricaアプリのプッシュ通知も活用したところでございます。結果として、初回開票中間発表での開票率が低く、その後の得票数において多くの逆転を生じたことは課題として認識しております。今後の開票作業においては、一定程度の開票率をもって初回開票中間発表を行うなど、対応してまいりたいと考えております。今後とも、選挙事務にあたっては、緊張感を持って、公平公正な事務遂行に万全を期したいと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、ただいま選管事務局長が申されましたように今回第1回目を14.6%時点で第1回目の開票を行っております。少し事務局長言われたように早過ぎたのではないかというふうに思います。全体のバランスですから、これがどうこういうことはないんですが、一応今回、指摘した開票事務につきましては、法的に定められたものではありませんが、過去の選挙などからの経験をもとに積み上げてきたものでございます。選挙事務は、過去から行政事務の中でも、全職員が緊張感を持って、取り組んできた事務であったと記憶しております。今年度は、参議院選挙、広島県知事選挙の選挙が予定されています。過去全国で投票事務、開票事務において事務作業のミスが大きく報道されています。最悪致命的なミスが生じれば、選挙無効の可能性も生じてくるというふうに感じております。職員も大幅に若返り、経験不足も生じる可能性もあります。どうか過去の良い点は引き継がれて、引き継がれるよう望んで、1点目の質問を終わらせていただきます。2点目に移ります。ポックルくろだおの今後の方向性について。安芸太田町のごみ処理尿処理につきましては、以前は黒埴のポックルくろだおで全部処理しておりましたが、今は民間委託をして広島市への委託をして、ポックルくろだおでは、中間処理施設としての役目を果たしているにすぎないという状況でございますが、住民の方が直接搬入したり、またいろんな利用されてることも事実でございます。施設も古くなって、あの地形からいうと相当利便性も悪いというような状況でございますので、中間処理施設としてのポックルくろだおの今後の方向性について、1点目を問わさせていただきたいと思います。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。ポックルくろだおの中間処理施設としての方向性ということで御質問頂きました。平成8年竣工のポックルくろだおは竣工30年目を迎えております。老朽化も進みまして、施設の修繕費等もこれからかさねてくることから今後の施設の取扱いについては、その方向性を現在模索しているところでございます。令和6年度の本町における一般廃棄物の発生量は1,231トンでございます。そのうち、可燃ごみにつきまして、この収集したパッカー車で収集した可燃ごみにつきましては、令和5年度より広島市の安佐南工場へ直送しておりますので、ポックルへの実際の搬入量は480トンとなっております。1日あたりにしますと換算しますと搬入量は約2トンというごみが入ってきております。このうち廃プラスチックは年間で164トン、480トンのうちの約3割を占めておりまして、現行では委託先で焼却によるエネルギー回収を行っておりますが、委託先の焼却炉の新設がございまして、本年7月からは、単純焼却に移行するため、今年度は資源化率が少し大きく減少する見込みとなっております。一方、令和5年4月にプラスチック資源循環促進法というのが、施行されたことに伴いまして、本町においても、焼却からの脱却、物から物へのリサイクルへ転換することが求められております。民間におかれましては、株式会社コーヨーというところが、広島北インターの向かいに大規模なリサイクルプラントを整備中でありまして、これが令和9年度供用開始予定と伺っております。この施設が稼働開始となりましたら、可燃ごみと同様収集した廃プラスチックについては、ポックルを経由することなく、リサイクル施設で直送するように変更できる可能性があります。ポックルへの搬入量はそうなりますと現在よりもまださらに大きく減少すると見込まれます。以上のことから、取り扱うごみが少なくなっていくポックルの施設を修繕しながら、その他のごみの中間処理を続けるのか、それとも別の方向性があるのか、比較検討しているのが現状でございまして、個別施設の管理計画の取りまとめに合わせて、方向性を打ち出したいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今室長言われましたように今後どんどんポックルくろだおへのごみ搬入量は減少してくるだろうということですが、その辺の町として、今後の方針として、直営の施設を維持するのか、果たして民間委託をするのか、どちらの可能性が今、強いというふうに、検討されてるのかちょっとお聞きしたいと思います。どちらにしてもいつまでも黒埴という地区に中間処理施設を設けておくことはやっぱり道路の状況とか自然災害の状況とか非常に適切ではないというふうに考えておりますので、その辺の状況がしゃべれる範囲で結構ですからお願いします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、ポックルくろだおの今後のことで再び質問頂きました。一般廃棄物の中間処理の民間への全部委託というのは全国でもなかなか例が少なくですね。県下においても焼却以外の民間施設一般破棄物の処理施設は見当たっておりません。一方で将来の許可業者が現在有しているのは産業廃棄物の処理施設であるため、中間処理業を委託するには施設をこれは丸々整備することが前提となってまいります。産業廃棄物、ごめんなさい、廃棄物処理施設は単純な建屋と違いまして、どこまでの処理を委託するかといった、処理工程のありようによっても整備する内容や費用が大きく変わってくるため、現在様々なパターンを想定して調査を継続しているところでございます。一方、本件は施設の老朽化だけの問題ではなくてですね、中間処理事業を扱う専門職員の確保を行政が続けられるのかという問題もございまして、こちらは費用だけでは解決できない案件でもございます。費用の比較に加えて、事業者の意向や地域の受入れの問題等、確認すべき項目はたくさんございますが、どの手法が最も町にとって負担の少ない選択となるのか、慎重にかつ早急に検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。数々の課題があるようですが、長い間ごみ行政に携わっている室長からして、中間処理施設については、直営が適当と考えられるのか、民間委託が適当なのか。率直な意見、感想でよろしいですからお願いします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。実際にその仕事に携わってる者としては、これまで山県郡西部衛生組合で前進であった団体の頃から言えることなんですけれども、人を確保しようとしたときに、募集をかけても人が来ないという問題がございまして。実際これは民間の町内の業者さんについても同じことが言えます。募集は常にかけてるんですけども、町内に人がおられない。おられても募集に応じてこられない。で、仕方なく広島市内であるとか、他の自治体から人を引っ張ってくる。あるいは関連の会社から、ヘッドハンティングと言え大げさな言い方ですが、そういった形で人を確保されているというのが現状だと思います。そういったところを考えたときにはやはり直営でやっていくにはなかなか正直なところ限界があるのかなというのは正直思っているところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。まだ明確に方向性が決まっていような状況ではございましょうが、今後委託と直営のどちらのほうが経費が少なくて済むと想定されますか。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。申し訳ございません。今まさにそれを模索しておる最中でございます。いろんなケースを考えるにしても、まず施設を建てるにしてもどれぐらいのものがかかるのか、いろいろ他の市町の建物とかの参考で金額を教えてもらったりはしとるんですけども、それが建った時期と、もう物価がかなり変わっておりますんで、それを参考にぼんと丸々出すことができないということもございまして、それも含めて今いろいろ情報を探ってる最中です。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、町として今後その方向性が決定する時期をいつ頃とを考えておられるのかという点と、最後に、どちらにしても、住民の負担は現状と比べて、大幅に増加することがないように、検討されてるかどうか、その可能性はあるかどうか、その方お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてポックルくろだおの扱いについて縷々御質問頂いたところでございます。大枠は今衛生対策室長から話をしたとおりでございまして、時期について今想定しておりますのはなかなか難しい課題で、慎重に議論しなければいけないと思いながらも、やはり老朽化も含めてですね、早急に対応しなければいけないということで、今の現状ではですね午前中お話がございました、公共施設の個別管理計画、その取りまとめが今年度中ということもありますので、それに合わせて何とか結論一定の方向性を打ち出していきたいというふうに考えているところではございます。その上で、費用について、これも本当大きな課題でございまして、担当も含めて今一生懸命計算をしてもらってとるんですが、容易に数字が出てこない。大変難しい問題でございました。また一方で、これも室長のほうからも話があったとおり、お金だけの話ではないと。特に職員の確保というのは、これごみ処理に限らずですね、専門職の確保というのは大変難しい問題でございますので、そもそも直営が続けられるのかどうかと、そこはお金とは別の問題として、大変難しい課題だというふうに思っております。我々としてはとにかく町全体として、負担の少ない方策を選びたいと。それは当然、町民の皆さんの負担も、できるだけ下げたいという趣旨で対応していきたいと思っておりますが、まだ現段階でこういう方向ではないかということ、まだ予断を持って言えない状況でございまして、またそちらも準備ができ、あるいはお話ができるような段階になればですね、また、議員各位、あるいは個別施設の管理計画の中で、情報提供させていただきながら議論をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。公共施設総合管理計画に合わせてという答弁でございましたが、早急に方向性を出していただいて、また、次の機会に質問をさせていただきたいと思っておりますので、そのときに準備をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。3点目が、安野出張所の郵便局委託の実

証事業の今後についてということで、この質問を考えたときはまだ町民広報が出てなかったものですから、それで6月号を見るとその実証実験の後について検証が出ておりましたので大体状況分かったんですが、再度実証事業の結果を受けての考察と今後の展開の考え方について答弁を求めます。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。安野郵便局、安野出張所で実証実験をしました結果と今後の展開について御質問を頂きました。昨年度、令和6年10月1日から令和7年1月15日に、安野郵便局で総務省による郵便局等の公的地域基盤連携推進事業が実施され、先月の5月に総務省より成果報告書が公表されました。本実証事業では、人口減少とともに高齢化が進む地域において、生活の利便性向上につながるサービスのあり方を模索する機会として、安野郵便局で行政サービス、オンライン診療、オンライン服薬指導、スマホ相談所の3つの取組が行われました。そのときの利用者アンケートから、行政サービスについては、安野出張所とサービスレベルの違いを感じることなく、高い満足度の結果となりました。また、オンライン診療、オンライン服薬指導についても、通院時間や待ち時間が短縮されたということで、満足度の高い結果が得られております。今回の実証事業により、行政サービスや生活関連サービスの維持に向けて、郵便局と連携していくことは、住民の生活利便性向上につながることを確認できました。その反面、行政サービスについては、困りごと相談ごとなどを気軽に話せる場として、町の職員の、町役場の職員の常駐を希望する声も聞かれたのも実際であります。今後の展開については、こうした地域のニーズや町民の声にも耳を傾けながら、持続可能な住民サービスの提供に向けて検討を重ねる必要があると考えており、当面はオンライン診療とオンライン服薬指導について、この実証事業で得たノウハウを今年度の持続可能な集落支援モデル事業におけるオンライン巡回指導に活かしてまいります。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、行政サービス、それと診療についてはおおむね好評であったという回答でございましたが、この実証実験の結果を受けて、安野出張所は、廃止の方針を町として考えているのかを問わせていただきます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。安野出張所の存続について御質問頂きました。現在、安野出張所は多くの皆様に御利用を頂いているところであり、今回の実証実験結果により、出張所を直ちに廃止するということは考えてございません。ただし、従前からお答えしておおり、行政コストの削減というのは常に大きな課題でございまして、現状の出張所も含めた役場全体の体制については、必要に応じて適宜見直しをしていかなければならないと考えてございます。そのときには、どういった体制がよいのか、今回の実証実験の結果も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。当面廃止を考えていないが、今後のあり方について検討を加えるという答弁でござい

ましたが、加計地区を担当しとる所管をしとる加計支所長におかれましては、この出張所の価値、存在価値というかそこらを含めまして、見解を述べていただきたいと思います。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

はい。今回の実証事業は、約3か月ぐらいの短い実証期間で、事務的な立場から言いますと郵便局員さんの大変な御協力もあって、支所の職員も一緒になって連携して進めてまいりました。その結果が、郵便局での行政サービスを利用された方が高い満足度を得られたのではないかなというふうに思っております。その反面、ちょっと冬季にあったということもあるんですけども、やはり中には、これまで安野出張所を、小さい困りごと、こんなことをいきなり役場に聞くのは恥ずかしいなっていうようなこともやっぱり縷々相談したり、いろんなことに受けて答えていたという出張所の職員の今までのこれまでのいろんな業務で携わってきたという出張所の存在としての意義がございましたので、そういったこともちょっと感じさせてもらいました。今後は今回の実証事業において、安野郵便局さんとも連携がさらに深まったというか、安野郵便局さんのほうからも、何か困ったことがあったら言ってくださいねといった声も聞かれているところでございますので、これまで以上に安野出張所の業務が充実するように、住民サービスの向上に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。安野出張所は今後、安野、修道、坪野地域の活動拠点として活用すべき場であるということ、それと役場と安野、修道、坪野をつなげる最後の拠点であり、町の一体感の確保のためにも存続すべきであろうというふうに考えております。安野出張所がなくなれば安芸太田町南部地域において、役場との接点は相当薄くなってきます。そういった意味では町への帰属心というものも薄れてくるのではないかとこのように思います。総務課長としては、もう少し今は存続するがもう少し様子を見たいということでございますが、そういった町と住民との一体感の確保という意味からして、再度安野出張所の存続について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、繰り返しの答弁になりますけども、以前からお答えしていますとおり、行政コストの削減という課題も踏まえつつ、役場、役所全体の体制が今後、地域、暮らしやすい地域にとってどういう役割を果たしていかなければならないかということを十分考慮しながら、役所全体の体制について考えてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。行政コストの削減については、重々理解をするし、考えていくべき問題だと思いますが、100億近い予算を今抱える中で、安野出張所の維持コストが果たして、幾らぐらいかかるのかという観点から、それと安野、坪野、修道地域をどういうふうに考えてるんかということから、地域を捨てることがないように、その辺を踏まえて、行政運営をしていただきたい、いうふうに思うところでございます。せっかくですから最後に、町長の出張所の存続について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて安野出張所の存続についてということで御質問頂きました。まさに、総務課長がお話をしたとおりで思っております。現時点で安野出張所をですね、直ちに廃止することは考えておりません。また今、担当課長あるいは支所長のほうからも話があったように、実際に地域の方々からですね、そうは言いながらも、役場の職員がいてもらえるというのは心強いという話もあったと思います。まさにそのとおりで思っております。できることならば、こういう体制やはり維持していきたいということはもう間違いないわけですが、なぜこういうことをするかというとやはり全体の行財政改革あるいは行政コスト削減というのは常にやはり求められるところでもございますし、この議会でも再三、行政サービスの充実については様々な観点から指摘を頂きます。行政サービスを充実しようと思えば当然、そのための財源をどこかで確保する必要がある。その一つはやはり、行政の体制の不断の見直しではないかと思っております。新しいサービスをやろうと思えばどうしても、今までやってきたことをある意味、効率化していかなければいけないということも間違いないことだと思っておりますので、決して我々、単に体制を削りたいから削ってるわけではないということは御理解を頂きながら、また、行政サービスをできるだけ維持するための様々な新しい工夫というのも常に考えていかなければならないということはぜひ、御理解を頂きたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。安芸太田町を一体として、今後とも運営していくためには、安野出張所はぜひとも必要な施設であろうというふうに考えておりますので、もし行財政改革の中でそういった議論が出たときは十分に住民の意見を聞いて、住民サービスの低下がないように、心がけていただきたいというふうに思います。それでは3点目の質問は終わりました4点目、中学校のクラブ活動予算についてということで、表題はあげさせてもらったんですが、ちょっとこの項目については十分な調査ができておらず、各先生にも全然聞き取りをしておきませんので、教育委員会の事務サイドのほうへちょっと問いかけをしとるだけなので十分なことは質問できるかどうか分からないんですが、中学校クラブ活動の全体概要とあわせて、予算編成に各学校の要望等は調査するのかどうか、この2点について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。中学校の部活動の全体概要、また予算の状況ということで御質問をちょうだいしました。中学校でございますが今現在2校ということで、それぞれの部活動に関しましては、学校名は省略しますが、軟式野球部、卓球部、バレー部、それからソフトテニス、あと、いわゆる夏場にできる陸上部ですとか冬場にできるスキー部とか、こういったものがございます。すいません、あと剣道部ですね。はい、といったものがございます。部活動に関する経費なんですけれども、費用に関しましては、各校に今年度で申し上げますと108万円の予算を計上させていただいております。各校ですね。はい。実質的には、県大会等の遠征費とかがその多くを占める状況でございます。ただし、大会への進出状況によって大きく実績が異なるということになっております。この土日に郡のほうでですね、体育大会がございまして、残念ながらというか、県体のほうに勝ち進んだのはどうも卓球部だけだというふうな話を先ほど伺いました。したがって予算の実際活用状況になると、この108万よりは低いということになってこようかと思

います。それから毎年予算編成時に、各学校の要望を聞いてるかどうかと、調査するのかということでございます。教育委員会といたしましては、まず総務課に予算要求する前段ですね、各学校に、これは部活動だけに限らず、全ての経費に関しましてヒアリングを実施をさせていただいております。教育委員会の中でですね精査した上で総務課へ予算要求をさせていただいていると、こういった状況でございます。簡単ですが以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい教育委員会事務局のほうへ各2中学校のクラブ活動の予算について、聞きました。その内訳は、各校とも消耗品が、各4万円、年間4万円。それで遠征費が100万円という予算積算をしているという回答でございましたが、まず1点目遠征費の100万については、令和5年度令和6年度というの使用状況については、どういった状況なのか。県大会へ進出するときだけに、その遠征が必要になってくるのか、練習試合でどっか行くとかいうことは使用できないのか、その辺ちょっと詳細について教えてください。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。部活動予算につきましては、大会は、昨日1昨日と芸北地区の大会が行われましてそのような大会でも予算のほうを活用しておりますし、学校のそれぞれの特色に応じてですね、練習試合、大会や対外行事等でも活用できるようにしております。はい。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

各中学校100万の予算を確保して、年度によって、大小はあると思うんですが、大体、幾らぐらい使うものなんですか。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。決算状況を見ますとですね過去80万円ぐらいの予算で、そうは言ってもですね、例えば先ほど申し上げました、イレギュラーな陸上とかスキー、こういった大会に進出すると言ったときにはですね、100万を超える予算を使っているという実情もございます。このあたりのところは、中で流用させていただいたり教育委員会事務局のほうにも予算を持っておりますので、こういった運用の仕方をさせていただいているところでございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

今頃の最近のクラブ活動っていうのは自校で地道に練習をするよりは、結構対外試合を優先して鍛えていくというようなことが多いんじゃないかと感じておりますが、それから教育委員会の予算等で、十分使える予算がある程度あるのであれば、その子どもたちが、積極的に対外試合を組めるようにしていただきたい。それと安芸太田町からどんどん県大会に出るような、クラブチームを育てていただきたいというふうに思うところでございます。今大会が山県郡と高田郡の対抗みたいになつとるんでどうしても高田郡が強いんですね。人口的にもしょうがないんだと思うんですが、やはり山県郡ここにありということで、それも安芸太田町ここにありということで、スポーツでPRできるように、支援をしていただきたいというふうに思いま

すんで、町長のスポーツに対する考え方についてちょっと伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

町長ではありませんが先、教育長のほうから話をさせていただきます。まず学校でのですね部活動の目的といいますとやはり健康の増進というところが大きいことです。それとスポーツへの理解ということがございますけれども、その中で、何ていうんですかね、技術スキルを身につけることによってそこが勝利につながるというところもございますので、そのところをしっかりと良い感触を合わせてやりたいなというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。私にもございましたものですから、一言だけ。対応は今の教育長もお話をされたとおりでございます。人数が少ない中で、それぞれ、学校学校です。それぞれ頑張っているものと思っております。そういった意味では、まずはそういった生徒一人一人の健康に結びつくような、そういう取組が重要だと思っておりますし、ある意味大会に出なかったとしても、頑張っているということがやっぱり、生徒それぞれの成長につながるような、そういう取組もまた重要ではないかと思っております。ただ一方で、議員御指摘のような、そうは言いながらもですね、安芸太田町からちょっと有名な取組が出てくるといことも期待をしたいところでございますし、その1つ、ライフルなんかはそういったレベルまで上がってきてるのかなと思っております。それに続くものを応援できるように、町としてまた引き続き考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

私は前から中学校の統合はそろそろ必要じゃないかということを一一般質問でよく質問してんですが、町長も教育長もまだその時期ではないという答弁に終始しておられますが、クラブ活動については2中学校の合同の活動というのはあり得るものなんでしょうか。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。部活動の合同チームということで、例えば町内であれば、過去にもですね軟式野球でそれぞれの部員数が、要は9人に満たないような学校につきましては、例えば町内の安芸太田中と加計中学校で1つのチームとなって大会に出場をしたこともあります。町内ではそのような形で団体競技においては、北広島町の学校と組むこともあります。合同チームで中体連主催の大会に参加するということのようなことは実績としてもございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。そういったことが可能なことが安芸高田郡、安芸高田のチームとも合同でチームを組むということを知ったことありますんで、可能だろうというふうに認識しておりますが、同じ野球部、部員がおったとしても安芸太田町1つで出るのも1つの私は方法ではないかと思えます。そうしたほうがやっぱり切磋琢磨してチームも強くなってくるし、皆が出れないという若干の弊害はあるんですが、やはり、ある程度の強いチームをつくるということがありますんで、そ

れについて教育長どういうふうに思われますか。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。すいません。合同チームにつきましては幾つか条件とか規定がございまして、登録人数、2校ないし3校合わせたときに登録人数に満たない際には合同チームとして出場できるなどという規定もありますのでそういうのをクリアしながら、あらゆる形を模索していく必要があると思います。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、最後に1点。消耗品費が年間4万8万とか、各学校、全学校でそういうレベルなんです、今の時代ボール1個買っても何千かするような時代だろうと思うんですが、それで果たして各学校の各スポーツクラブ等々で、予算は足りてるんですか。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。子どもにかかる経費というのはどんどん使いなさいという意味でおっしゃっていただいたんだというふうに思っております。一方でですね、これPTA会費等も活用しながら、実際のところは運用させていただいております。そうした中でですね、確かに4万円という経費が果たして高いのか、いや少な過ぎるのかという話になるかと思うんですがここあたりもですね、しっかりと議論させていただきながら、必要な年度とかそういったところには投じていきたいと思いますし、例えば学校に必要な備品等ですね、いわゆる体育の際に使うバレーボールのコートですとか、こういったものは、学校の経費の中で、実際には購入してたりといったような実情もございまして、その辺りのところ様々なところの支援をですね、集めながらやっていきたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。数少ない子どもたちに、しっかりと予算をつけてもらって、スポーツ振興を図ってもらいたいと思います。山県郡陸上100メートルで記録をもっておられる長尾次長の名にかけても、ちゃんと予算を確保して、いまだに持つとるんよね、まだ残るとるんよね。新記録が。2番。いうことで頑張ってください。はい、じゃ次に5点目に入ります。防犯カメラの設置についていうことで質問をさせていただきます。最近の犯罪事故の捜査等において防犯カメラは大きな役割を果たしています。ドライブレコーダーの設置等も設置率も大幅に増加をしています。犯罪事故等の捜査等においては、常識化していると思われます。そういった状況の中で安芸太田町の町設置の防犯カメラの設置状況についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。町設置の防犯カメラの状況について御質問を頂きました。現在設置しておりますのは、6か所ございます。1か所目は戸河内インター入り口の交差点でございます。2か所目が筒賀猪股別れの交差点でございます。3点目が加計山崎の交差点。それから4か所目が、加計郵便局のところの交差点。それから5つ目が津浪寺本商店前の交差点でございます。それから、6か所目は、

津浪加計スマートＩＣの入り口の交差点でございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。町内今6か所設置してあるということでございますが、今後新たに増設の予定は現在ございますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。今後の増設計画につきましては、現在、設置しておりますのが、町の中でも、主要道路等で特に町外との往来の要所にこの防犯カメラを設置するという取組を進めておりますので、今後必要という判断をした場合にはですね、少しずつ増やしていく可能性はあるというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。主要道路ということですが、今お聞きしたのでは町の中心部言えば中心の設置ですが、松原地区であるとか安野地区であるとかそういったところへの設置の予定は今ないんですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。一部自治会からも要望を頂いている集落等ございますが、カメラの設置に対しては、全ての全体の集落で必要とされているということがない以上、町が全てを対応するというのはちょっと難しいと考えておまして、やはり交通の往来の要所要所が今後設置のポイントになってようかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、今の答弁からすると、町で町内くまなく、細かに防犯カメラを設置するのは想定していないという答弁でございます。そうすると今後設置予定が見込めない中で、防犯カメラの設置補助金の制度の創設について見解を問わせていただきたいと思います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。防犯カメラの設置補助制度でございますが、現在、本町では自治会等で設置される防犯カメラに対する補助制度は整備してございません。県内では、広島市、呉市、福山市、東広島市、それから廿日市市などが要綱を整備されているようでございます。その内容は、防犯カメラの機器購入及び、設置工事に係る経費に対しまして補助率、3分の2から4分の3で上限は30万円から45万円といったような内容が多いとお聞きをしておるところでございます。この防犯カメラにつきましては、カメラ自体の維持費、あるいは画像を見るための周辺機器等を含め、相当な費用がかかるというほか、画像の管理でありますとか、それから警察署との協力とか連携とか、そういった、相当な地元への負担がかかるというふうに考えておまして、自治会等でもよくお考え頂きながら、町としても、設置費の一部を自治会等に補助することで、このカメラが持続的に運用ができるかといったようなことも十分に検討して、制度を検討する必要が

あろうかというふうを考えておるところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今申されましたように広島市、呉市、東広島市、福山市、廿日市市が県内では30万から45万大きな補助金を、4分の3とか5分の4とかいう高い率の補助金を支出してるという制度でございますが、各市を見ると、後の運営とかランニングコストについて、補助してる団体はなかったと私記憶しておりますので、まず制度をつくって、考え過ぎずにやってみることが先だと思っておりますので、その制度についての再度見解を聞くのと、先般、昨日、一昨日、中国新聞に熊野町の防犯グッズについての記事がありました。熊野町は3万円を上限にということなんで、同じ防犯カメラでも簡易な分で家庭用とかも検討されとるんだろうと思っておりますが、その辺の大きな補助金じゃなしに小さい補助金についてもちょっと考え方をお聞きます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、防犯カメラで、自治体によりましては、家庭用のカメラつきインターホンのようなものを、防犯用として補助するといったような制度を設けられている自治体もあるように聞いております。また、防犯カメラの自治会等の設置については、先ほど申し上げた自治体につきましては比較的大きな自治体でありまして、おのずと町内会等も大きな組織であろうと思っております。そういったところで、その運営費を負担していくということと、それから、本町のような小さな自治会でその費用をずっと負担していくといったところで、やはり少し違いがあるのかなというふうな考えもございます。そういった意味も含めて、今後その防犯カメラ、家庭用も含めて、設置を進めていくのにどういう方法がとれるか、考えてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい安野地域のほうでも防犯カメラを設置したいんだがというようなこともありますしこの前、坪野地区でもそういった要望が出るというふうに聞いておりますので、ここは思い切って制度をつくるか、もう各地域の要望を聞いて予算補助的につけて、望むところから整備をしていくというような考え方はあり得ますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。先ほど申し上げましたように、カメラだけを整備した後のいろんな運用面でありますとか、画像がもしか見なくてもいい人に流出してしまうとかといったような可能性もないわけではなくて、そのやはりカメラを運用していく上でのルールといいますか、規約のようなものも整備する必要があるかと思っておりますので、その辺も含めつつ、防犯カメラは非常に有効なものであるということは認識しておりますので、その設置のあり方について、よく検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。令和8年度予算に向けて、ぜひともその制度創設について検討していただきたいという

ふうに思います。最後にもう1点安芸太田町の小学校中学校の防犯カメラについて状況が分かれば教えてください。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。町内の小中学校の防犯カメラの設置の状況でございますが、校名はちょっと伏せさせていただきますでしょうか。防犯上の問題でございます。1中学校2小学校で、設置済みでございます。防犯面で申しますと、カメラが有無にかかわらずですね、最近は学校の校門とかですね、入口を施錠させていただいて、インターホンとかで鳴らしていただいて施錠解除する、この方式は、町内の保育所、こども園でも同様でございますけれども、そういった手法をとっております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

以前の質問で放課後児童クラブを学校でしたらどうかとかいうような質問をしましたんで、その学校の全て施錠するということに関しては賛成しかねるんですが、その校庭開放とかいうことも進めていきたいという意味で、安全面からその防犯カメラの設置ということをぜひ検討していただきたいというふうに思うところでございます。最後になりますが、6番目、人事管理について、いうことで、令和7年4月現在の国県その他機関との派遣等について、現在の状況について、答弁をお願いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。派遣等の現状でございます。町職員の派遣の形態には、国への割愛派遣、県市への派遣、公益的法人等への派遣がございます。県市への派遣につきましては地方自治法、それから公益的法人等への派遣につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございまして、これに基づいて行っておるところでございます。その目的は、連携体制の緊密化及び職員の資質向上を図ること等として行っておるところでございます。現在の派遣先でございますが、国への派遣は、太田川河川事務所へ派遣をしております。県市では、広島県への派遣をしております。公益的法人等につきましては、地域商社あきおたへの派遣を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

派遣形態については相互派遣とか単独派遣とかいう考え方がありますが、その内訳は大体どうなってるんですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。国と県への派遣は相互派遣となっております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

国県とも相互派遣で実施しておるという考え方でよろしいですね。はい。それが要綱があつて、そのもとになってるということですね。はい。ほいで、いろんな要望があつて県やら国やら

から派遣を受けるんですが、相互派遣になると、町の職員を出す必要がありますんで、町職については、行く出る職員の希望とか要望とかについては調査をされてるんですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、国縣市等へ派遣する際に、住居を異にする可能性が高い派遣職員につきましては、事前に概略告知を行いまして、ライフステージや職務適性等を踏まえながら、本人にその意向があるかどうかを意思確認を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

嫌じゃ言う職員はおらんと思いますが、基本的に派遣に出す職員については、本人の意向を確認して出すということよろしいですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。本人に意向を確認しながら、派遣を告知をしていくということになります。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

本人に告知をして、意思を確認して出すんならよろしいですが、やはり知らないところへ行くことなので、やっぱり本人が望まないところに出すということはいかがかと思えますんで、そのへんのことは今後も継続していただきたいというふうに思うところでございます。2点目、職員の人事異動についてでございますが、本町の財産とも言える職員、役場というのは、当地域において、人材の宝庫であろうと考えております。そのような人材の活用については仕事の状況、研修、人事評価のサイクルをもとに、その成果を次のステップに結びつけるものです。人事評価に基づき、年齢にとらわれない昇任や適材適所の配置などによる現在いる人材を最大限に活用し、行政運営を図っていくことが重要です。また、高齢化、複雑化する行政事務においては、専門知識を使用する場合も多く、職員の能力や適性を活かした人事配置等の人材活用も大切であり、職員の知識、能力、経験を最大限活かし、プロフェッショナルな職員の育成に向けた人材育成に強化して、特化していくことも求められています。そこで、今年度の人事異動は終了しましたので、3点質問させていただきたいと思います。1点目、職員の希望に配慮した異動となっているのか。その辺のシステムがありましたら。職員の適正把握についてはどのような考え方で考えておられるのか。適性に合った配置についての考え方。この3点について質問します。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。職員の人事異動について、職員の希望に配慮した人事になっているかという御質問でございます。まず1点目の質問ですが、職員の人事異動等につきましては、例年、年末に職員全体に対し、異動希望等調査を実施しております。この調査票によりまして、本人の希望する職務分野や適正な適性の把握を行っておるところでございます。ただし、議員も御経験があられるとおり、最終的な配属、配置につきましては、組織全体のバランスや、そのときの職務の必要性によっても左右されるところもありますので、職員にはそのことも十分理解してもらいな

がら、新しい配置で十分に力を発揮できるよう、所属長にも努めてもらっているところでございます。それから、2番目の職員の適性把握についてはどのように行われているかという御質問でございます。職員の適正把握につきましては、人事評価制度を遂行する中で、面談等を通じて把握に努めておるところでございます。それから3番目の御質問です。適性に合った配置やプロフェッショナルな職員育成についての考え方でございますが、先ほど申し上げましたように、異動希望調査及び人事評価制度により、組織の活力を最大限に活かし、職員の能力や意欲を高めて、組織の活性化を図ることは、組織全体としての公務能率を向上させるために必要不可欠であると考えております。職員の能力や成果を公正に評価し、その結果に基づき、職員の特性を踏まえた人材育成を行うことにより、効果的に職員のレベルアップを図るとともに、適材適所の人事配置や任用管理に適切に反映させてまいりたいと考えております。なお、人口減少が進み、職員数も減る中、限られた職員で行政サービスの維持向上を図るためには、特定の専門分野での高い知識やスキルを持つプロフェッショナル人材も確保したい思いはございますが、本町のような小規模な職場では、どうしても職員一人一人が携わる業務の幅が広がるため、特定分野のスペシャリストというよりはむしろ、幅広い知識と経験を持ち、様々な業務に対応できる人材、つまりジェネラリストの育成がより求められるものと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今総務課長おっしゃいましたように、小さな自治体だからこそ人の見える人事ができるんじゃないかと思います。町長、総務課長決めるわけじゃないんで町長、副町長で最終的に人事決められるんだらうと思いますが、その辺で、今後とも、職員の意見を聞くなり、意見交換をするなりして、みんなが納得するような、みんなが納得するは無理なんです、理解をして異動するなり何なりできるような、職員風土の醸成に努めていただきたいというふうに思うところでございます。せっかくの機会ですから、木村副町長にその辺の人事の考え方について答弁ありましたら。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

職員の意向も確認しながら、適材適所に努めていくということで、まさにおっしゃるとおりと思っております。職員の育成につきましては、先ほど総務課長も申し上げましたが、職員数が限られている中におきましても、まず大前提として、多様化複雑化する行政課題に適切に対処しつつ、今年度から新しくビジョンもスタートいたしますので、その目指す姿を、この人数で実現していく必要があると思っております。そのためには、組織力を最大限発揮できるように、長期的な観点から成果志向の人材育成を行っていく必要があると考えております。また全ての職員が、町職員としての使命、それから価値観を共有して、同じ目標に向かって業務に取り組んでいくことが最も重要であるというふうに考えております。このため、先ほど総務課長も申し上げましたが、目標を共有する仕組みとして、目標管理制度を活用して、これに基づいて、個人面談でありますとか、業務に対するフィードバック、上司からのフィードバックでありますとか、人事評価を通じて、人材育成に取り組んでいるところでございます。なお先ほどありましたプロフェッショナルな人材ということに対して私の考えで申し上げますと、先ほどの回答と同じなんですけれども、本町のような小規模な組織で求められる職員像といいますと、特定分野のスペシャリストというよりもむしろ、この1年間、町の様々な業務を見てまいりまして、かなり窓口業務にしても幅広い相談がございまして。そういった中で、特定分

野のスペシャリストというよりも広い知識を持って、住民の方々の意向、多岐にわたるニーズを十分理解できる力を持った、そういったジェネラリストに近い人材を育てていく必要があるかなと思っております。またそうすると職員は、もう一つ定期的に人事異動がございます。このことを考慮すれば、職員に特定分野の高い専門性、これを期待するのは非常に難しいなというふうに思っております、そういった部分は、外部の人材でありますとか、民間の力を活用しながら総合的に対応していく必要があるのではないかなというふうに考えております。いずれにしても、個々の職員に応じたそれぞれ長期的なキャリア形成を描きつつ、研修でありますとか、人事評価、あるいは異動とか任用を通じて、職員一人一人の成長につなげていけるよう、私自身も精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。時間がないので最後になりますが、総務課長が言いよったように、昨今、中途退職の職員が非常に増えてるという状況があります。いろんな事情があるんだろうと思いますがやっぱり職場に愛を持って、町長、副町長も職員に愛をもって接してもらって、何とか職員が居続ける職場環境の醸成に努めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で9番小島俊二議員の質問を終わります。2時35分まで休憩といたします。

休憩

午後2時29分

再開

午後2時35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(「議長、1番笠井」の声あり。)

1番、笠井清孝議員。

○笠井清孝議員

1番議員の笠井清孝でございます。本題に入る前に、議員になりましたので、少しお話をさせていただきたいと考えております。私は10年前に地域おこし協力隊の制度を活用して、広島市より安芸太田町地域おこし協力隊として赴任しました。その後、定住し、子ども教室の指導員、シルバー人材センター、農業委員会、冬は恐羅漢でレンタルの主任としてマルチに仕事をさせていただきました。そして、令和6年度の安芸太田町議会議員選挙の立候補、すいません、議員議会選挙に立候補させていただき、民意を得て当選させていただきました。安芸太田町の地域おこし協力隊OBとして初めての議員となりました。なぜ議員になったか。それは安芸太田町地域おこし協力隊に応募した動機であります安芸太田町のために少しでも力になりたい。その一言に尽きます。ですから安芸太田町のために全力で働きます。そして公費を頂いてる身として、執行部とは是々非々で議論して、町のため、町民のためになるよう、お互いが切磋琢磨できればと考えております。質問1、前置きはこの辺で、それでは本題に入りたいと思います。質問事項の1、地域おこし協力隊について。主な質疑の内容は、地域おこし協力隊が安芸太田町の人口増、活性化のために、どれだけ貢献しているか。そして、今後の地域おこし協力隊の定住率を高めるために、何をしていかなければならないのか。安芸太田町地域おこし協力隊OBの今後の役割等について、執行部と共有することで、安芸太田町の活性化につなげたいと考えます。その前に総務省等のデータをもとに少し説明をさせていただきます。令和6年の地域おこし協力隊数は、全国で7,910人、前年度より710名増えております。受入団体も1,176団体、前

年度より12団体増となっております。そして、全国の定住率の平均は68.9%。さらに、定住後の仕事内容は、起業が46%、就業が34%、就農就林12%となっております。定住率が高くなる要因としては、1、活動内容との親和性について。協力隊の活動内容が自分のスキルや経験と合致しており、活動を通じて地域に貢献できたという実感が持てること。2、地域の魅力。地域の自然環境や文化、人々との交流などが気に入っており、定住したいと思うこと。3、定住への準備。地域おこし協力隊の活動期間中に、就業、起業、住居などの定住に必要な準備を進める環境があること。4、仲間とのつながり。活動中に地域の人々と良好な関係を築き、そのつながりを大切にしたいと考える気持ちが芽生えること。5、企業への意欲。活動を通して地域が何かをやりたいという意欲が生まれ、起業や事業化につなげる可能性があること。6、収入。地域で収入を得ながら生活できるというメリットを高く評価していることなどです。それでは、全国のデータを参考にしながら質疑させていただきます。1、地域おこし協力隊について、受入れ人数、男女別、年齢、子どもの数、定住者の人数、定住率について具体的にお答えください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。地域協力隊について御質問頂きました。これまでの受入れ人数等についてお答えをさせていただきます。安芸太田町では、平成24年から受入れを開始をしました、地域おこし協力隊制度でございますが、令和7年6月1日現在で、受入れ41名、そのうち男性が31名、女性が10名です。年齢ですが、着任当時20代の方が16名、30代が15名、40代5名、50代3名、60代が2名でございます。着任中の隊員の18歳以下の子どもさんについてですが、こちらが21名おられます。そして、着任後出生数ですが、11名おられます。定住者の人数でございますが、退職者が35名おられましてそのうちの16名が定住をされておりまして、率にして46%という状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今の定住率を聞くとですね、広島県の定住率が75%、全国一が77%の長野県になっています。広島県の75%と比べても随分低い数字ですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。先ほど議員から御指摘も頂きました全国平均と比較しても少し低い状況でございます。理由としましてはやはり退職後の収入が見込めないとかですねその後やりがい等を見つけて、転出されたという方がおられるのが多くの理由だと思いますけど、そこら辺はやはり、定住率を高めるためにですね、今後も努力をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

定住しているOB、OGの退職後の仕事内容についてはどのようなになっておりますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。飲食業でありますとか林業、それと建築事務所を開設されたりですね、あと地域商社、そして福祉業への就職、また議員さん等になられておられる方もおられます。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

定住されてる方のヒアリング等を実施されたことはありますか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、任期中のヒアリングは当然するんですけれども退任をされてから、定期的にということではないんですけれども、機会を見てですね、お話のほうをさせていただくようには努めております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その場合のヒアリングの内容を具体的に説明していただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。マニュアル等そういったものをつくっているというわけではないんですけれども、最近の日常生活どういった状況で例えば起業されてる方であれば、なんだろうかな商売の進捗状況でありますとか、そういった状況のほうをお伺いしているというような状況でございます。世間話のようなことにはなりますけれどもそういった形でお話のほうはさせていただいております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

定住されなかった隊員のヒアリングをしっかりされてますでしょうか。内容が分かれば教えていただきたいです。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。転出をされた後にですねちょっとそちらのほうのヒアリングというのは実際行っておりますけれども、任期中には、それぞれ個別に年2回ぐらいのヒアリングは行っておりますのでその中で、やはりちょっと出ていくことを考えているというようなところのお話は伺っておりますけれども、そういった形でヒアリングのほうをさせていただいているという状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

やっぱり定住率がやっぱり低いということは、やっぱり出ていかれる方が多いということになりますので、企業では、よくアンケートという形で、そういう話クレームについて聞くよう

な形がありますけどそれによってやっぱ企業は、分析をして、そこで課題を見つけてですね、次につなげていくというふうになっておりますので、特にやっぱり出ていかれる方の思いっていうのは強く酌み取っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。定住につながらなかった隊員の今後のモニタリングといたしますかそういったところについては今後、少し研究をしていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

私も地域おこし協力隊でしたので、いろいろとヒアリング等、それから現状残ってますので、そのあとの対応についてはいろいろ感じとることありますのでまた後話をさせていただきます。任期中にですね、結構ミッションが変わっておられる隊員がいらっしゃいますよね。それはどうしてかというのをちょっとお聞きしたいです。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。これまで6名のミッションの変更がございまして主な理由ですが、任期中にやりたいことが変化したこと、それとやはり自分の思う活動ができていないというふうに感じておられる隊員がおられまして、そういったことで、ミッションのほうを変更したということがございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

やっぱり途中の変更っていうのはやっぱり、随分、隊員にもストレスになりますし、その辺をちょっと改善するためにも、面談ですよ。受け入れるときの面談、そのようなのをもっと詳細にやって、そういうことが起こらないように検討していただきたいなというふうに考えております。それから、現役の隊員とOBとの交流についてですが、実際のところ、僕もOBですので、そういう交流というのが、なかったように考えておりますけれども、今後そういう交流をして、やはりその隊員で地域を活性化していく、OBも現役も含めてですね、そのようなお考えはございませんか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、役場としてですねOB OGの方との交流というのは何か指導して行っているかということは一切今までございませんが、隊員と色々話をする中でですね、OB OGの方の名前を結構お聞きすることもあるですね、いろいろ交流はされているのかなというふうに感じているところはございますけれども、今後、交流ですね役場のほうでそういった隊員との交流会とかそういったものについてはちょっと少し研究をしたいと思いますけれども、それなりに隊員それぞれが割とOB OGの方と交流されているのかというふうなのは、少し感じているところでございます。はい。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今の部分ですね、僕は個人的にはですね、多くの隊員の方と話をさせていただいたり、それから、いろいろと持ってる機材をですね、お貸ししたり、どうにか残っていただきたいという強い思いでサポートしているのですけれども、やはり、その辺をですね、役場も含めて、OB OGと現役の交流会みたいのを1年に1回ぐらい検討していただきたいのと、今年になりましてですね、一応私のほうで一応そういう会をつくってはどうかということで、OB OGの方には打診をしております。できればですね7月中に1回集まって、そういう会をして、そのあとまた現役と交流できるような会ができないかというふうに考えておりますので、役場のほうでも御協力をよろしくお願いいたします。新規公募ですけども、現在新規公募が林業、それからサイクリング、それとあと戸河内のレッツの跡地の有効活用ですよね。これについての今募集状況はどういう状況になっておりますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。今、議員のほうから御紹介がございまして、それぞれの分野で今公募を開始をしております、まだですねちょっと、申込みのほうはまだ来てない状況でございまして、ホームページそれといろいろなコンテンツを使って募集をかけているところでございます。引き続き募集をしてまいります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

特にですね、レッツの跡地の有効活用についてはですね、早く出されましたので、住民の皆様が随分と待ち望んでいらっしゃると思いますし、私もこの戸河内の住民ですので、早くあそこはどうかかならないかなというふうに考えておりますけど、先方相手方の問題がありますけれども、何か早い形で、そこをうまくできないかな、もう駄目であればですね、地域おこし協力隊ではなくて、民間のほうで応募というか、地域の自治会も大変ですけども、何かそういう形で応募をかけて早い段階であそこが、オープンするような形をとっていただけないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。御指摘のとおりこちらのほうの実証実験を実施するのにはですね早めに協力隊の確保というところが必要ということもありましたので、なるべく早めということで募集のほうはさせていただいておりますが、今まで1件2件ぐらいの問合せがありましてですね、最終的にちょっとマッチングというところまではいっておりませんが、やはり前提としては協力隊員のほうに、そこについてもらって、その店舗運営のほうをしていただきたいというふうに思っております。そういったところは、引き続き、有効な媒体等を使ってですね、なるべく早めに確保できるように努力したいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ちょっとまた変わりました、地域おこし協力隊を受け入れる企業、受入れる団体について、その団体を決定する場合は何かこの細かい要綱とかがあるんでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。地域おこし協力隊を受入れたいと思う企業、そして団体ですね。こちらのほうは、募集要望調書の方調査票の方ですね、町のほうに提出をしていただきます。そして、町が必要と判断した場合ですね、正式な募集というふうになってまいります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その決定の場合の、例えば何名かで議論して決定するのか、それともある程度数名で決定する、数名というよりも上手課長のほうで決定されるかどうか分かりませんが、その辺の決定、最終決定されるのはどういう形でされるのかと思います。お願いします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。調書のほうは地域協働課のほうで受け付けをしまして、その分野に精通する課でございますとか最終的には町長のほうで判断をしていただくというふうになります。はい。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

やはりその受入れの団体企業等でもやっぱりミスマッチングが、結構起きてるようにこの10年間ですかね、見てきてそういう形があるので、それについてやっぱりちょっと、今後、具体的にその受入れ企業についての調査ではないですけども、ヒアリングするなり面談するなり、受入れ後の体制はどうするのかとかということをですね、やっぱりもっとしっかりチェックする機能が必要なんではないかと思っておりますけども、その辺をまた考えていただければというふうに思ってます。それから任期後の仕事の確保についてのサポート状況、行政としてはこういうことをやっていますよってことがあればですね執行部のほうがあればですね、教えていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、任期後の仕事はですね自ら起業される場合もありますしそういった方には起業補助金というふうなものも用意しております。また所属した企業団体に就職をされる場合も多い状況ではございます。ただそれ以外で、仕事の確保が必要な場合はですね、町も一緒に協力しているという状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

すいません、私が地域おこし協力隊で3年やってきましたので、いろいろ分かっておりますけども、やはりそのサポート体制というか、初年度からですね、やっぱりある程度3年後を見据えるんですけども、なかなか難しい現状があります。本当に起業されて、個人経営でやられた方もいらっしゃいますけどほとんどやっぱりいろんなところで働きながらマルチで、仕事をされてる方がほとんどじゃないかというふうに考えておりますので、その体制について、もう少し制度を強くするというか補助金なり、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。サポートする支援の仕組みもそうだと思うんですけど先ほど議員からもありましたけど要するにミッションをつくるときに、やはり、3年後の定住のイメージをやはり採用する側が持っていないといけないっていうのをすごく感じておりますので、そこら辺はもう最近最近いうことはないです今そういったところにもものすごく注力はしております。なので、そこら辺は御指摘のとおり、ミッションの決定の仕方もそうですし、着任したときから3年後を見据えた面談でございますとかそういった相談というところは手厚くしていく必要があると思っておりますので、そういったところは力を注ぎたいなというふうに思っております。はい。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

他地域では地域おこし協力隊のOBがですね、サポートに回る、安芸高田なんかはそうですけどもそういった分かってる人間が、その後のサポートに当たるというシステムというか、体制というか、そういう形が、作れないかというふうに考えておりますけども、恐らくお金のことに関わりますので、町長に聞いたほうがいいと思いますので町長回答をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、かつて地域おこし協力隊現役の隊員であられた議員からの御指摘でございますので、大変内情分かった上での御質問ということで重く受け止めているところでございます。一般的に、もう最初に御指摘頂いたとおり、移住定住に1番つながりやすい、あるいはその人口増につながりやすいという意味ではすばらしい制度だというふうに思っておりますが、最近は、とりわけ最近は、うちも新規募集をかけてるんですが、なかなか手を挙げてくださる方がそう多くないということで、制度そのものもある意味少し曲がり角というかですね、きてるのではないかなというふうに思っております。移住定住の率が悪いということで、この件については町としても、やはり考えていかなければならないと思っておりますし、確か、議員が隊員であられた前後は、本当に定着率がかなり低かった時期もあったと思っております。それを受けて、町としては、面接の回数を増やしたりとか、その後の起業につながるような取組に誘導するような取組をしながらも、何年か続けてきた状況でございます。その中で地域おこし協力隊のOBがサポートに回るという御提案を頂きました。改めてちょっとそのことについて、今の話でいうと安芸高田市なども先行して進めておられるということでございますので、そういう取組も参考にさせていただきながら、少し具体的な取組を検討していきたいと思っております。結局、何ていうんでしょうか。地域おこし協力隊という仕事の仕方そのものが、いわゆる組織に所属して仕事をするというよりは、自分のスケジュールでというか自分がやりたいことを自分の何というか、スケジュールで進めていくというところが、もしかすると企業で働くのと少しなじみがやっぱりよくないのかなというのは感じておりまして、今も議員御指摘のように受入れ企業や団体の決定をしてそこで受入れていただきながら、将来の就職につなげたいというそういう取組も、かつて始めたんですが、御指摘のようにうまくいってない。それやはり、ともすれば受入れ企業団体さんのほうももしかしたら労働力の確保という観点で手を挙げていただいている部分がなきにしもあらずではなかったかとか、あるいは働いていただく皆さんも実際に働かれてみて、思ったような動きに活動になっていないという不満をやっぱ感じておられるというのは私も聞いておりました。そういった意味では、今はどちらか

という、町として、この事業は必要だと思うところを、実はかなり具体的に提案をさせていただいて、できるだけ来ていただくときに、来ていただく方が、仕事の内容について誤解をしないというか、イメージを持って来ていただけるような、提案を我々なりにさせていただいているつもりでございます。やはり、来たときと、実はやってみて思いが違ったというのが恐らく1番本町においてはですね、定着につながらなかった要因だと思っておりますので、そういう工夫は縷々我々なりに進めているところではございますが、今日頂いた、繰り返しになりますが、OBOGのサポートに回っていただくような仕組みも含めてですね、またいろいろとアドバイスも頂きながら、制度を変えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

やはり隊員になられたやっぱり縁を持ってですね、安芸太田町に来られてますので、多くの方がですね、安芸太田町に残っていただいて、やっぱり安芸太田町のために、それから人口増につなげていけるよう、今後とも、色々と考えてお互い考えていければというふうに思ってますので。1番目の質問は終わりたいと思います。それでは2番目の定住それから関係人口について質疑をさせていただきたいと思います。全国的に少子化、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、持続可能なまちづくりを進めていくことは、安芸太田町においても重要課題であると思っています。橋本町長の公約にも入っております。安芸太田町でも幾つかの施策を導入され、少しでも人口を増やす努力をされていることは評価できますが、今後の展開についてなど、具体的なお考えをお聞きし共有することで、その課題を少しでも改善できればと考えています。私事ではありますが、議員に立候補の公約の最大のテーマが関係人口等の増加による安芸太田町の活性化としていましたので、執行部と議論し、共有することで、関係人口増加の取組を後押ししたいと考えています。実際にこの2か月、広島市内の数名の市会議員、広島市内の団体企業とアポをとり、話を聞いてまいりました。先方のほとんどが、ぜひとも安芸太田町と交流を深めたいとの回答を頂いております。それから5月には、広島市内の某団体、地域の方とコラボして、修道地区で田植の体験会を実施しました。広島市内の小学生が10名、保護者が5名参加していただきました。さらに、安芸太田町内にある体験イベントを実施されています団体の代表とお話をさせていただき、安芸太田町の企業とのコラボにて、関係人口を増やす取組を推進するお願いをしています。なかなか行政側では時間がかかってしまう案件も民間同士であれば、スピード感を持って、黒字プロジェクトをスタートできると思っています。さらに、政府はこのほど、人口規模が縮小しても経済成長し、地方を元気にすることを主眼とした構想、地方創生2.0の目玉の政策として、関係人口を可視化するふるさと住民登録制度の創設を打ち出しました。今後、行政サービスのあり方や制度面についても検討を進め、具体的な事業や戦略は2025年度中に模索するとのこと。安芸太田町としても、関係人口を増やす取組を推進させる必要があるのではないのでしょうか。移住定住に関することから質疑させていただきます。1、この5年間の新規IUターン数は、どれぐらいいらっしゃるのか、年代別とか男女別、教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。この5年間の数についてお答えをさせていただきたいと思います。令和2年度からになりますのでそちらのほうが空き家バンクや町の補助金を利用して、UIターンされた人、こちらの方が82世帯、166名となっております。年代別で世帯主の年代でですね、20代が12件、30代、29件、40代が13件、50代が18件、60代が8件、70代2件でございます。ちょっと男女別のほ

うの数字のほうはちょっと把握をしておりません。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ちょっと年代が令和2年からですので5年間ですから、そのUターン・Iターンされた方の感想というか、その理由とかそういうのを具体的にお話を聞いておられるのかどうか、教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家バンクとかですね町補助金を活用して移住された方とはお会いする機会がありますので、そちらについては会話の中で、ヒアリングのほう行っております。それ以外の方に関してはですねちょっと把握し切れていないため実施をしておりません。広報で住んで見つける宝物を連載しておりますが、これまで25名を紹介しております。こうした取組も、移住者さんの移住背景やそうした考えが分かる貴重な機会ととらえて実施をしているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

移住された、いろいろ理由があると思いますけども、例えばそれを項目別に分けてですね、調べていらっしゃったらですねちょっと教えていただければというふうに思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。項目別の数ですが、まずUターンが21件、田舎暮らしを希望されてこられた方が21件、仕事関係が19件、そしてRターン、ルーツがこちらにある方ということで、こちらのほうが7件、協力隊が6件、親族がこちらのほうにおられてそちらのほうに住まれている方が6件、その他2件という内訳でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

結構若い年代の方がUターン、Iターンされてますね。そこはやはり、こちらには仕事がないとなかなか難しいのがありますし、またそういうのがやっぱり大きな1番の理由になってるんでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。若い方というところですね、ちょっとそこをちょっとすいませんそこまでのちょっと個別の分析っていうところはちょっとそこまでできておりませんが、はい、仕事関係とかそういったところはちょっと多いかなというふうに思っておりますけど。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

できれば詳細に調べると、次につながるのかなというのは思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。次に、もりみんハイツについて、町外の入居者等の詳細、町内は結構ですので、町外の入居者の詳細を、男女別、子どもの数などを教えていただければというふうに思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○中本正廣議長

はい。少し細かい数字のところまでがないんですけども、町外の入居者でございますが、8世帯、17名が町外から入居されるという予定となっております。以上です。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

データから見ると、町外が17で町内が15という数を聞いております。町外が、パーセンテージで言えば53%、先ほど橋本町長から町内もくまなくという形で、おっしゃっていましたが、やはり、そのもりみんハイツの趣旨といいますか、そこは、大切だと思いますけども、ある程度やはり町外から来ていただくということを条件にですね、検討していただくっていうことは、今後、もしくは新しく建てれるとしたらですね、考えられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。現状につきましては今と同じような入居条件というふうになりますけれども今後というところでございますが、そちらのほうについては、はい、現状は今の形を継続するという形になるというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

1DKのほうはですね、余り入居されてないんですけど、これについてはどのように、入居の数を増やしていくっていうことを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。この度1DKをですね1LDKですねこちらのほうをつくったというところはこれまでも単身者からの賃貸ニーズが高い傾向にあったということもあって、整備をさせてもらったというところもあります。今後募集を続けていく中で就職や転勤、こういったところでの利用もあると思いますし、先ほどの地域おこし協力隊とかですねそういったところの住居としても活用できるというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

もりみんハイツというのは新築ですので、やっぱり入居希望者多いと思うんですけど、以前ですね、空き家を活用したですね、リノベーションをして移住者を増やすというか、そういう取組をされていたと思いますけども、何件建てられて、リノベーションされて、何名がそこに入居されてるかというのが具体的に分かれば教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家のリノベーション事業についての御質問です。はい。空き家をリノベーションして貸し出す事業は、町が所有者から借受けて、町が改修をし、町が貸し出す仕組みのリノベーション住宅1棟、それと空き家のオーナーが補助金を活用して自らが改修をして貸し出す仕組みの住宅を2棟、合計3棟整備をしています。町が貸し出す住宅は、子育て世帯の入居を目的に改修をしまして募集を開始をしておりますが、引き合いがあるものの入居者がまだ決まっていないという状況です。内見を頂いてる方もおられるんですけどその中にはですね、もりみんハイツのほうに入居されたという方もおられます。それと、空き家オーナーが改修した2棟でございますがこちらはいずれも移住者が入居されまして、子育て世代も入居されましたが、1件は、仕事の都合で転居されましたので改めて募集を開始をしているというところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その1件、所有者が、町から借入れてリノベーションした1件については、1度1回でも、どなたか入られたことはあるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

町が所有者から借受けた分についてはまだ入居はされておりません、1度もまだ。はい。内見は何件か頂いているところですがまだ1度も入居されていないという状況でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その制度は取りやめるということで、ヒアリングへ行ったときにちょっと課の方でお聞きしましたが、やめる理由ですよね、新築を建てるよりもはるかに費用対効果が高いですし、空き家の解消を考えると、前の制度というか今まであった制度をですね、活用したほうが、よりよいと考えておりますけれども、やめられた理由について、何かありましたら御連絡、教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。なかなか賃貸住宅の供給が追いつかない状況の中で、空き家バンクの掘り起こしや、すぐ住めるような程度のよい物件確保に苦慮していた中で、リノベーションをして貸出しを行う新たな制度として開始をしたんですが、多くの課題に直面をしました。まずですね、いずれの取組も、リノベーションが前提になるんですが、リノベーション費用に上限があったためやはり、程度のよい物件を探す必要がありましてその点がまず課題があったということ。加えてですね町が改修する場合、町が10年間借り受ける仕組みなので高齢の所有者の理解を得ることが難しいということもありました。いずれにしても所有者の事情と物件の状態の二つをクリアする必要があるまして、こちらに決定権がないためにスムーズに事業を進めることができないところが多々ありまして、そうした中でももりみんハイツの建設のプロジェクト開始に伴いまして、そちらに注力をするということで、このプロジェクトのほうは一旦休止をしていると

いう状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

行政サイドでやるとなかなか予算の問題もありますし、いろいろクリアしないといけない課題ってというのが、やはり今おっしゃったようにあると思いますけども、例えば民間と一緒にするっていう形については検討をされるようなお考えはありませんか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。事業者がですね空き家を買って取って改修をして貸し出すビジネスオーナー的な取組をですね実際事業者がやっておられる事例もございますので、そういったところで取り組んで頂ければいいかなというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

そのもりみんハイツで、多くの移住者が来られるというか人が増えるという形ができれば新築を中心にですね、考えていただければいいと思いますけどもその辺もちょっとリノベーションのどこちょっと課題ではありますが、やはり費用対効果考えると、随分そっちのほうで、いいのかなというふうに考えますので、また検討していただければというふうに考えております。次にいきます。改正広域的な地域活性化基盤整備法、長いですけど、これが2024年11月1日に施行され、改正広域的な地域活性化基盤整備法、通称二拠点居住促進法は、二拠点の促進をさせるための法律というふうに聞いておりますけども、例えばそういう二拠点での活動、広島市に家はあるけども、こっちにももう一個お借りしますよ。なぜかというんですね、南海トラフがいつ来るか分からないということで、広島市内は恐らく災害の対象になりますので、そういったことを考えると、こちらのほうで、シェアハウスじゃないですけどもそういうので家をまずは借りとってですね、週末に来ていろいろ活動する、そういうな取組について今後検討されることはございませんでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。二拠点生活の御質問でございます。これまで移住相談においてもですね、二拠点居住の問合せがあったんですが、そのほとんどは別荘的な感覚のものでございまして、空き家が少ない本町としましてはあくまでも移住に力を入れてきたというところがございまして。今後はですね二拠点生活のスタイルも幅広く考える必要があると考えておりまして、例えば、地域通貨moricaも、アプリを導入すればですね町外の方でも、使えますので、二拠点生活の希望者も含めた、来訪者へアプリ導入を促進して、導入頂いた方はデジタル町民的な扱いを検討するなど、地域活性化につなげていく取組も考えられるというふうに思っております。ただ、その場合もですね住宅の確保というのは引き続き大きな課題となってまいりますので、今後検討を進めたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

私は四拠点ぐらいで、冬は恐羅漢、柴木に家を借りてまして、また新たに坂根のほうに家を

お借りしまして、そこは整備という形で、家の前に、大変高い木が立っていましたし、草がぼうぼうでしたので、そこを整備するという形で今お借りして、民泊の受入れ場所として活用しております。家がまだ広島市内なので、四拠点で活動してる状況ですので、恐らくそういう変わった人というか、私のように変わった人は多分広島市内たくさんいらっしゃいますし、何かそういう形で安芸太田町に空き家を活用していただいて、その地域の実施力ですかね、そういうところの足りないところにサポートしていただけるような形ができないかなというふうに考えておりますので、よろしく、御検討頂ければというふうに思います。関係人口についてですね民間のやっぱり活用っていうのがちょっと重要ではないかなというふうに思っておりますけども、その場合ですねそういう民間がそういう関係人口を増やす部署ではないですけども、いろんな営業とかですね含めて、取り組むという形の民間の団体が出てきたときにですね、それこそ地域おこし協力隊を2名とか3名を配属させてですね、関係人口の増加のための一緒に活動するとか、いうことが、できないかどうか、町長どう思われますか。お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。この移住定住の関係、あるいは二拠点居住ということで、民間団体との連携についての御提案ございました。確かにそういった取組があればですね是非我々としても前向きに考えていきたいと思っております。正直この移住定住の段階で、とりわけ二拠点の居住という関係で、民間との連携というのは我々としてはまだ全然取り組めていない分野だと思っております。そういった意味で、そういった団体が実際ございます、あるのであれば、ぜひ御紹介を頂ければと思いますし、具体的な話を聞きたいと思っております。その関係の中で、また今おっしゃったような、地域おこし協力隊を出してほしいということがあればですね、また個別に検討を進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

いろいろと今御意見をお聞きしまして、やっぱり隊員が増えることとそれから関係人口が増えることによって、やっぱり安芸太田町の人口増とか、人口減に対しての対策にはなるというふうに考えておりますので、今私がいろいろ話しましたことをちょっと参考にさせていただきながら検討していただいて、よい形で、安芸太田町のために、これからも一緒に取り組んでいければというふうに思います。これで私の質問は終わらせていただきます。

○中本正廣議長

以上で1番笠井清孝議員の一般質問を終わります。3時40分まで休憩といたします。

休憩

午後3時24分

再開

午後3時37分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(「議長、5番末田」の声あり。)

5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田健治でございます。私も、3月の選挙におきまして、3度目の付託を受けまして、この場に立つことができております。引き続きまして、すばらしいまちづくりに向けて、町長は

じめ執行部の皆さんと一緒に頑張りたいというふうに思っております。それでは通告しました一般質問につきまして、一問一答方式によりまして、行わせていただきます。まず最初に国県道の管理についての質問でございますが、時期的には、これから夏を迎えようとするときに、除雪の内容も含まれております。時期外れの質問でいかがなものかというふうに思われますけれども、この時期を逃しますとなかなか、またタイミングがずれるということで、御理解を頂きたいというふうに思います。また県道におきましても、町が管理を受託されているものもございますので、その点については答弁ができる範疇で答弁を頂ければというふうに思います。最初に県道加計弁財天山崎の地区から穴袋の間の道路管理につきましてでございますが、北部地域の方は、加計方面に出向くときの主要な道路でございます。しかし、枝等が路面上に落下をし、通行に支障がある。十分管理をやってもらえないのだろうかというふうな声もございますので、まず1番目についてこの管理の方針について伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。県道弁財天加計線の維持管理について御質問頂きました。県が管理する県道弁財天加計線は、道路維持修繕等、規模や内容によりまして、県が直接維持補修をする場合と、権限移譲事務といたしまして、町が行う場合がございます。支障木の除去につきましては、本来、土地管理者に対応頂くべきものもありますが、通行の支障になりますものは、建築限界内でやむを得ず、道路管理者で事業を行う場合もございます。通行の安全を確保するため、町民の皆様や、集落支援員の方からなど、頂いた意見、情報提供をもとに、今後も県と協議をしながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。現状におきましては、十分適正と言えないというふうな声もございますので、今後においても、十分、県との連携の中で管理をやっていただければというふうに思っています。地元の方が、よく管理をしてもらっているなというふうに評価を頂けるような内容で取組を進めていただきたいというふうに思います。続きまして杉の泊穴袋間の除雪についてでございますが、通勤時間帯までに除雪をしてもらえないときがあるというふうに聞いております。この点についてやはり通勤に利用されている方もございますので、逆に、穴袋から深山におりずに、弁財天側に抜けて出られるという利用それを利用されている冬期間はですね、方もございますが、穴袋の最後のほうまで、除雪をしてもらえないときがあったという声もございますがこの点について条件等は、どのようになっていますでしょうか、伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。同じく杉の泊穴袋間、こちらの除雪について質問頂きました。県が管理いたします道路除雪につきましては、県の除雪基準に基づき、委託業者が順次除雪作業を実施しているところであります。新しく積もった積雪でございますと15センチ以上になりまして時間が、朝5時から夜10時までの実施をしているところです。ですが、特に昨年度は、近年と比較して想定以上に多くの雪が降雪があったこととなっております。委託業者の方は、日々昼夜を問わず頑張っていたところとあります。除雪作業に時間を要しまして皆様には御迷惑をおかけしたところです。今後は、これまで以上に県と連携を図った対応を行ってまいりたいと考えております。なお、情報提供ですけど、上山穴袋間、狭い区間ですけど、こちら、路線内に各種電線が架設し

てあり、近年、冬季の積雪時には河川への倒木により、長期の通行止めが多発する路線でありました。そのことから、道路管理者である広島県と協議をいたしまして、昨年度より、地元のほうに情報提供いたしまして、冬期異常気象時には事前通行止めといたしまして通行止めのほうを実施してございます。御承知おきください。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。上山から穴袋間については、私もそのようなことについては聞いておりますが、要は先ほど言いましたように、弁財天側のほうを使って通勤等に使われるということがございますが、先ほど言いましたのは、要するに穴袋の最後のところまで除雪ができなかったという経緯がございますので、これについてはですね、次の時期までに、そのようなことがないように十分検討と連携をとっていただいて、体制づくりに努めていただければというふうに思っております。続きまして、3番目ですが国道191を広島市の追先地区から久地間の草刈りでございます。これ私以前から、質問をさせてもらっておりますが、広島市が小浜ですね、小浜から飯室間については結構支障木を伐採をされましたが、それから上流側についてですね、できていないように思うんですね。そうしますと新しい枝葉が道路上に伸びてくると。そうすると、山側を広島市方面に向かって、いわゆる上り線になりますがそれを通行する車両は、中央線に寄って来るんですよ。幾ら余り支障がないトラックといえどもやっぱり、どのような枝が出るとかも分からんので、中央線に寄ります。そうすると、下流から加計方面に上がってくる車が非常に危険を感じるというふうなことがありますので、この間の枝葉の刈払いというそのことについて、これは安芸太田町の管轄ではございませんが、広島市との絡みでございますので、その辺がどのような連携がとれているかについてまず伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。国道191号の追先から久地の間の山側の除草につきまして御質問頂きました。国道191号の間につきましては議員のおっしゃるように安芸太田町は、西部建設事務所安芸太田支所で行っており、広島市境、追先より下流につきましては、広島市安佐北区役所が管理をしているところです。前回御質問頂きましたとき、令和5年度11月ですが、この頃に小河内地区より下流の旧JR可部線、JR敷地から生えております草木につきまして樹木につきまして、同区間、除去していただいたところです。この状況も前回確認をさせていただいてることで、議員さんのおっしゃるような情報提供も、今回させていただいてるところです。はい。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

これから夏場に向けて、枝葉の刈払いなど行われるのかなとは思いますが、できるだけ早めに広島市のほうへ対応頂くように、力強く要請をしていただいて、安芸太田町に來られる通勤の人、あるいは行楽などで來られる人が、あの道は走りにくいなというふうな印象を持たれないように、一つ、市のほうに早急なるしかも力強い要請をしていただければというふうに思っております。はい。それでは続きまして、4番目ですが県道304号井仁田ノ尻間の、これもやはり除雪でございます。10時頃にならないと除雪車がここが来んのじゃというふうにおっしゃいますが、通勤者がいないというふうにその方は言われたんですが私は通勤者の方はおられるんじゃないかなというのを、住まいをされている方の年齢から考えまして、思うんですけれどもその除雪の条件はまずどのようになっていますでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

県道303号、こちらのほうは県道上筒賀津浪線という名称になります。こちらの井仁田ノ尻間につきまして、除雪の作業基準は、先ほどの弁財天加計線と同様となります。こちらのほう特に昨年度先ほど申し上げましたけど、昨年度は近年と比較して想定以上に多くの降雪があったため、作業時間に時間を要したところです。これについても、来年度、本年ですか、このようなことがないように、県と連携を図っていきたいと考えておるところです。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。その区間を請け負っておられる業者の方は当然おられるわけですが、少ない人員の中で一生懸命除雪をされているんだらうということは十分承知をしておりますが、やはり先ほど言いますような、通勤者の方もおられますので、特にこの2月3月の大雪のときは、なかなか大変ではなかったのかなということと思うわけでございますので、県とこれも同様に十分連携の上で、取組を進めていただきたいというふうに思います。はい。続きまして県道304号砂ヶ瀬から小原間、太田川上流漁業協同組合の養魚場がある区間でございますが、御承知のように今国道191が通行止めに、通行止めでなくて片側通行となっております。こういうときにはですね県道側が迂回路として利用されるんですが、先ほど言いますように、砂ヶ瀬小原間については、非常にあっかが道路幅が、一車線状態なので、非常に通行に大きな支障が出ます。そこで私はJ R跡地を活用すれば、すくい取る程度で、もちろん落石防止の対応なども必要なんでしょうが、比較的安く、安くといいますか、工事費がそれほど割高にならずに、道路拡幅が可能ではないかなというふうに思うんです。割とその191の片側通行あるいは異常時に通行止めというのも結構ございまして、この間の利用というのは非常に重要になってまいります。この点について道路拡幅についての考え方についてこれも当然、県との連携でございますが、どのような対応を考えておられるか伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。こちらは県道304号、県道中筒賀下線となります。こちらの砂ヶ瀬から小原間は、国道191号のバックアップルートといたしまして、拡幅につきまして町としても県に働きかけを行ってきたところですが、交通量などの関係から、広島県道路整備計画へ位置づけることができておりません。県といたしましては、数年前に待避所を設置頂くなど、旧J R敷地を利用した再生改良工事に対応をされたいという意向を確認しております。町といたしましては、この改良のほうへ今後も粘り強い働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。先ほどから言いますように、この区間について、割とその迂回路として利用されるということが頻繁にございます。道路整備計画にいち早くのせていただいて、その重要な路線であるということを認識を頂き、県にもですね、重要な路線であるということを認識を頂いて、早急なる改良が必要かというふうに思いますので、この点について再度、取組についての答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。今回191号の津浪の洞門のほうが、崖崩れといいますか法面の崩壊によりまして、通行止めとなって、片側交互通行になっております。もしこちらのほうが通行止めになった場合は、早急な加計スマートインターの利用のほうを下流に向けて要請を行いたいと思っているところです。以前もございましてそちらのほうも要望の結果、無料化のほうもやっていただきましたので、そちらのほうをお願いしたいと思っております。こちらにつきましては、中筒賀下線ですけど、やはり今のような状況で、本格設置っていうのはなかなか変えるというのは難しゅうございますので、部分的な道路改良といいますか待避所設置、以前もＪＲ敷を一部使って利用させていただいておりますので、そちらのほうでぜひ要望してまいりたいと思っているところです。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、ぜひともよろしくお願いします。それでは6番目ですが県道澄合豊平線、出口下田野原区間について、このほど改良計画について、五反田側に付けかえという方針が地元へ提案され、これまでに、私の承知している限りでは2回ぐらい地元へ話し合い、提案がなされているように聞いておりますけれども、この点についての経緯について伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。県道澄合豊平線こちらの道路改良につきまして、議員がおっしゃられるように地域のほうへ数回出向きまして、地元説明会のほうを実施させていただきました。道路管理者であります広島県安芸太田支所のほうが複数のルートのパターンを検討されまして、施工性や経済性などを総合的に判断した結果、対岸の五反田地区へバイパスでの道路改良を地元へ提案されました。その提案につきまして、地元で日数をかなりかけて頂きまして、協議をしていただきました。その結果、今年度のゴールデンウィークですけど、話し合いの中で地域として賛同しない旨を広島県へ回答されたと伺っております。しかしこの件につきましては、このままでは通行の確保が困難となりますので、引き続き、広島県及び地元と協議し、交通の安全の確保につながるよう、話を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

これ多分皆さん、ほとんどの方が御承知かと思うんですが、そもそもあの区間について30年前から道路拡幅の話が出ており、その時点では、修道小学校があるから川の移転ができない。そうするとその修道小学校が廃校になった時点で初めて設計ができ、地元と協議ができるというふうな流れがこれは30年前からあったというふうに思うんですが、このいきなりといいますか、唐突な感じは非常に否めないという気はするし、地元の方も大変戸惑っておられるということではないかと思うんですが、再度、この変更になった経緯について伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。この道路改良につきましては、かなり長い、地元からの要望がありまして、県とも協議を進めてきました。当初、議員がおっしゃるように、やはり狭い区間、出口の狭い区間です

けど、そちらのほう簡単に考えますとやはり言われるように、修道小学校がなくなった後、護岸を寄せて、そのあとに道路を寄せるという、県のほうも検討を当初は進めておりました。しかし事業を実施する中で、必ずやることといたしましては、数パターンの道路計画の改良のパターンを検討するというのは通例でございます。その中で、現道のままですと、橋を2本かけかえなきゃいけないということがあったりですね、護岸をやるとなると、護岸を1回寄せてもう一度、道路側の護岸も寄せなきゃいけない。なおかつ川の中ですので、その辺は施工の時期の制約もでございます。その辺から期間が長くなることや、工期が長くなることそれと金額がかさむこと、そちらのほうをいろいろ検討されて、対岸に渡すとなりましたところでも、橋を2個かけなおさなきゃいけないというようなことがあって総合的に施工性と、先ほどもありました施工性と経済性、そちらの2点で、県のほうは判断されたところですよ。地元のほうの方も確かに言われる、議員が言われますように最初すぐびっくりされまして、相当すぐには賛同できないような雰囲気でした。今回、このような話で、一応賛同されないということで、一応事業的には、話が今ちょっとストップはしてるとこなんですけど、ただそこは県とも今話をしながら、どういう方法があるのか。先ほど申しました再生改良という事業で待避所を一部設置するだとか、いろいろな方法を今検討していこうかなと考えてます。その結果っていうのはまだ今の結果というか動きはですね今後、県とまた話をしていきたいと思っておりますので、現在御報告することはできませんが、改めてその辺また話が動きましたら御報告させていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。技術的にも大変難しい点もあるのではないかなというふうに思うんですが、地元の方が十分納得できるような方向で、今後提案をされ改良が進むように望むところでございます。はい最後といいますか、7番目の安水橋の架け替えの件でございます。12月議会におきましては、従来の整備計画の箇所づけがまだされていないということでございましたが、その後の進捗状況についての様子を伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、国道433号の湯来へ向かう安水橋、こちらの架け替えについて御質問頂きました。こちらは広島県道路整備計画、今年度が最終年度となりますが、令和8年度から令和12年度、5年間の計画に盛り込むべく、現在も広島県や関係する自治体と協議を行っているところです。なのでもう少し最終、どちらが安水橋がどの順位に上がるかというのは、現在まだ決定はしておりません。こちらにつきまして引き続き町全体の箇所での優先順位や、町でのメリットなどを総合的に判断いたしながら、次期整備計画への位置づけについて検討を引き続き続けてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、安水橋の架け替えにつきましては、433号の改良に伴って非常に安芸太田町にとりましても、大事な事業ではないかなというふうに思いますので引き続きまして、県のほうと県のほうに、整備について進むように要請をされることを求めています。はい。続きまして、安芸太田町長期総合ビジョンについてでございます。この第三次安芸太田町長期総合計画、安芸太田町総合ビジョンにつきましては令和7年度から令和14年度の計画ということで、このたび令和

7年の3月に策定をされたわけですが、コンセプトは「太田川とともに、暮らし、学び、未来に向けて、一人一人が活躍をするまち」というふうに設定をされておりますが、まず1番目に計画を立てる上で、「天の時、地の利、人の和」を戦略の基本とされた理由について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。総合ビジョンについて御質問頂きました。計画を立てる上で「天の時、地の利、人の和」を取上げた理由ということでございましたが、実は確かに「天の時、地の利、人の和」という言葉はですねこの総合ビジョンの冒頭に私の名前で「はじめに」という文章を書かせていただいておりますが、その中で持ち出したものでございまして、これはある意味、はじめにというのを書いたのは私でございますので、私の思いとして書いたところでございまして、ビジョンをつくることの中で、例えば審議会においてですね、特に今申し上げた「天の時、地の利、人の和」を意識して計画を立てられたわけではないということは、あらかじめ申し上げたいと思っております。その上で、「天の時、地の利、人の和」といいますのは、昔からですね、事業を成功に導くために押さえるべき重要な要素として認識をされていたというふうに思っております。私としてはですね、まちづくりにおいてもこの法則は当てはまるのではないかなというふうに認識をしております、この三つの要素を総合的にとらえて取組を進めるということが重要であるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。今町長のほうから答弁がございましたがその分析に対して、「天の時、地の利、人の和」それぞれの分析についてと、それから、その分析に対して具体的にどのような戦略が立てられたのかについて伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まずは分析ということでございました。「はじめに」にも書かせていただいております。天の時として、まず本町が意識をすべきというのは何ととっても、少子高齢化ですとか過疎化という流れだと思っております。この二つというのがですね、本町にとっては労働力不足あるいは地域経済の衰退、社会サービスの担い手不足など、一般的にやはりマイナス要素として働いていると思っております。他方で、天の時の中には本町に対するプラス要素もあって、それが何かというと、私が認識しておりますのでSDGsとか自然回帰の流れだと思っております。都会の喧騒を離れて自然豊かな環境を求めてですね、移住、あるいは、環境求めてこられる方が増えてきている現状はやはり好ましいものだと思っております。また地の利における本町の最大の要素はやはり中国山地の自然だと思っております。とりわけ太田川というのは、基本目標の中にも具体的な言葉として入ったわけですが、多くの町民も意識されているというのは、各種アンケートでもですね確認をさせていただきました。また本町は伝統文化、歴史ある町として、神楽や工芸品など、貴重な文化資産も有していると思っております。こういったものを継承発展していくことは、町の活性化や観光資源としても、活用などにつながるというふうに考えております。最後に、人の和として意識すべきは、地域への愛着ではないかというふうに感じております。町民の多くがですね、本町の自然環境に誇りや愛着を感じ、まちづくりに活かしていくべき特色として考えていることもまたですね、各種アンケートで確認

をさせていただきました。その上で、多くの町民が同じ方向を向いてまちづくりが進められるように、そのためにやはりビジョンの共有が不可欠だと思っております、その共有という部分で、総合ビジョンを大いに活用したいと考えているところでございます。またそれらの分析に合わせて、具体的な戦略についても、御質問頂きました。その具体的なその戦略というのがまさに今回まとめた安芸太田町の総合ビジョンだと思っております、町の将来像、繰り返になりますが、太田川とともに暮らし、学び、未来に向けて一人一人が活躍するまちということを改めて、明示を頂きました。またその実現のために、それこそ具体的な戦略としてですね、三つの重点方針、人口減少の抑制、人づくりの推進、DXの推進、この三つに力を入れていくということ、また具体的に12の施策を継続して取り組んでいくことをまとめていただいているところでございます。あえて、それが戦略で言えば全てでございますがあえて、天の時、地の利、人の和との関連で申し上げますと、天の時というのは、実は本町のみに限らずですね、似たような田舎ではどこにも当てはまる内容だというふうに受け止めておりますので、本町が具体的な取組を進める上で、こだわるべきやはり地の利にこそこだわらなければならないというふうに考えております。その意味では、各種施策も自然との関わりを意識しなければならないと思っておりますし、自然ではなくって、今の町の将来像、あえて太田川と、固有名詞を入れていただいているのを一つの示唆だというふうに思っております。ということで改めて、今のようなどころについて念頭に置きながら、安芸太田町総合ビジョンをしっかりと進めていくということが、本町のまちづくりの具体的な戦略だというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。地の利というのは太田川については、誠に県下に誇る清流でございますので、それを活かす手はないというふうに思っております。人の和については、地域に愛着を持ってもらうという取組、もっともだというふうに私は理解をいたします。具体的にはですね、その具体的な戦術について、第三次の長期計画について従来より簡易に私は従来計画より簡易にはつくっていくというふうに当初から町長のほうから答弁がございましたが、私はちょっとインパクトに欠ける点が出てくるのではないかなというふうなことを少し危惧をいたします。食べ物で言いましたら、やや薄味というその印象を受けるわけですね。そうすると食べたときに、薄味でありますと、印象に残らないということになりますから、その点が住民の皆さんがこの計画を見られたときに、まさにそうだな、よし、地域一体となって頑張ってまちづくりに励もうということにつながっていかねばいけないんですね。そのところを少し私は危惧をするわけですが、見解等がありましたら伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今の総合ビジョン、やや薄味だという御評価を頂きました。またしっかりと受け止めながら、取組をしていかなければならないと思っております。簡潔にというのは確かに、このビジョンをつくる上でとりわけ実は意を用いたところでございます。先ほどからもお話があります人の和を、やはり最後の天の時、地の利、人の和でいうと人の和の取りまとめというところはやっぱり、大きなところでございますが、そこは我々なりにはやはりビジョンを共有することが重要だと思っております、そのビジョンをいかに皆さんに分かりやすく、認識頂くか、それこそ、分かりやすいキャッチフレーズのような形でということも一時期お話をしておりましたけれども、御理解を頂いて誰でも理解ができる。そういうものをやはりつくってい

く必要があるのではないかなと思っていたところでございます。また分量もかなり抑えた、押さえておりますし、計画とあるいは重点事業と、その事業に伴うK P I もですね前も申し上げました従来の二次長期計画では、40以上項目を取り上げて作っていたのを、最終的に12の事業とそのK P I にまとめたということで、そういった意味でも、逆に分かりやすくという思いで作ったつもりでございました。あと今回まとめさせていただいたので、改めてこれを多くの町民の皆さんに読んで頂きたいと思っておりますし、また御理解頂けるように、様々な場をとらえてですね、ビジョンそのものを説明したいというふうに思っておるところでございます。はしもトーク、地域懇談会においてもですね、御説明をさせていただいてるところでございます。また、これからでございますが、新たに子どもさんにも実は読んでもらえるような、例えば漫画みたいなものを活用させていただいて、各学校でも見ていただくような取組も進めるなど、ビジョン浸透はこれから頑張っていきたいと思っております。改めてですね、本ビジョンを共有頂いた皆さんが、ビジョンは共有しながらも、取組をしたい、それぞれの町民さんがやりたいことというのはばらばらそれぞれあると思いますので、それぞれの舞台で活躍をされて、その活動に対する共感の和が広がることで、個々の活動の総和が本町の活性化につながっていく、そういう流れになることを期待しながら、引き続き取組をしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

町長先頭に、この取組について、はしもトークなどで宣伝をされていく必要があるというふうに私は思っております。そこで人の和を作る戦術についてでございますが、人口維持のために移住対策を最優先事項として取組が進行中でございます。このほど政府においてはふるさと住民登録制度を起爆剤としてそういう作業が進められております。ふるさと住民登録制度は、住所地以外の地域に、継続的に関わる人を登録することで、関係人口の規模や地域との関連性を可視化し、地域の担い手確保や地域経済活性化につなげる仕組みを創設するものと言われております。専用のふるさと住民アプリを通じて簡単に住民登録や発行ができることを想定するなど、間口の広いプラットフォームのシステムの構築を進めるとされておりますが、この取組について見解があれば伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ふるさと住民登録制度についての御質問頂きました。別議員からもやはり指摘があったということで、多くの皆さんも関心が高い案件ではないかと思っております。一般的には、町外の方々が地域の取組につながっていただく制度というのは、例えば、ふるさと納税をはじめ様々な制度があったかと思いますが、今後このふるさと住民登録制度が、どういう制度の中身になるのかというのはこれから注視をしていきたいと思っております。一方で本町においては、既に、ある意味、取組を始めている部分もございます、ファン制度に近いような形でライン登録をしていただき、その方々に、本町の情報を届けるという取組をしておりますし、また地域商社のほうでは、これは、住民ではありません、商品を買っていただくなどの関わりがある方を顧客管理制度のような形で顧客の情報管理制度みたいな形で情報登録を頂いてその方々にも定期的に必要な情報を提供するような取組は始めているところでございます。また地域通貨moricaの話をしていただきましたが、これはアプリをダウンロードしていただければ、町民ではなくてもですね、地域通貨moricaを活用頂いて、町内で消費をしていただける取組でございます。この取組の延長線上の中で、同じように情報提供させていただく、さらには、

デジタル町民制度というのをちょっと言葉として使いましたが、今のふるさと住民登録制度のような形に似たような形になるかもしれません。ある意味町民に準ずるものとして扱わせていただきながら、様々な関わりを進めていきたいということは我々としても考えているところでございまして、様々な形で、いわゆる、関係住民の拡大をしていかなければならない、そういうタイミングだと思っておりますので、繰り返しになりますが、このふるさと住民登録制度の具体的な中身についても、研究をさせていただきながら、我々としても取り組めるものはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。町長のほうから答弁を頂きましたが、このビジョンの中で最後に私は、まちづくりを考える上で、農地の保全対策というのが、極めて重要になってくるというふうに思っております。このたびいわゆる、米問題が全国的に話題になっておりますけれども、この中で農家の方が言われておるのはですね、今のような、その価格で、そうでなくてもですね、5年先、5年先が果たして、農地が維持ができるかどうかということを、農業を続けられるかどうかということが、一応に農家の方からその声として発せられております。もちろん非常に条件のいいところで大規模に、あるいは法人化されてやっているようなところでは、それはある程度可能だと思いますけれども、条件が比較的不利な地域においてはですね、とても何百万もする農機具を買ってまで、農業を続けるということはなかなか厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思います。本町においては、ほとんどがそういう厳しい条件の中での農業活動でございます。そこで、農地保全の戦略と戦術について何うわけでございますが、地域計画はこれまでの質問で私はしておりますけれども、農業者や地域の皆さんの話合いにより策定される、将来の農地の利用の姿を明確化した設計図ということで、おおむね10年後を見据えて誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域の話合いに基づきまとめる計画でございます。本町におきましても、地域計画については既に策定をされておりますが、肝腎なことはやはり、地域地域で本当に地図を見ながら、どの農地が守れるかという話合いを進めることが、一番肝要でございます。その地域ごとの話合いの様子について、本町においてはどのように進行中でありますか伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。農地保全の戦略と戦術の中で、具体的に地域計画における話合いの状況の質問でございました。地域計画につきましては、昨年度策定したところでございます。各地域の農地の現状について、地図に色分けごとに落としてます。この地図の色につきましては、専業農家でありますとか、小規模のですね、出荷農業者などについて色分けをし、兼業農家につきましては、色分けをしておりません。いったん地図のほうを作成し、また計画のほうを策定したわけでございますけど、今年度に入りですね、この地域計画が具体的にどのように、実施をしていくかということの話合いにつきましては、現在、中山間地域直接支払制度の第6期の説明会でありますとか、多面的の支払機能の説明会を通して、その実施について集約をいたしまして、その後、地域計画についても触れさせていただきたいというふうに思ってます。まず、地域計画について、今後の農地をどのように事業を展開するかということにつきましては、まず、残していく農地をどの程度にするかという問題でありますとか、また、自分の農地を他人の第三者のほうに貸すことができるか、その地域のほうをまとめていけるか、まとめていけるかというのは、大きな目標といいますか課題になるのではないかなというふうに思っているところでござ

います。そういった意味で議員の皆様方の地域におかれまして、もし話し合いを希望されるというところも私たちも、こういったところにつきましては、お伺いをしたいと思いますし、ぜひ話し合いをといるところにつきましては、積極的に出向いていきたいというふうに思っています。いずれにいたしましても、これからの作業でございますので、御支援等よろしくお願いをしたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。作業的にはこれから進められるように伺いましたが、これは非常に私は重要な事柄であるというふうに思っております。ある意味では、本町の町の維持にこの農地保全ということがですね、非常に大きく関わってくるということを、私自身も危惧をしておりますので、ぜひ今後地域での取組をですね、進めていただく、そういう作業をですね、町をあげてやはり進めていただきたいということを申し上げておきます。最後になりますが、町長のほうからも答弁がありましたように、このビジョンの中で、地の利ということで、太田川の復活ということが、重要になってまいります。太田川の清流復活についてまず1点目今年度の予算がされていると思いますが、取組の概要について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。多くの皆さんが改めてですね、注目していただいている太田川の清流復活についてということでございますので、私のほうからちょっと答弁させていただければと思うんですが、今年度は太田川上流部の複数か所において採水を行いまして、水質データを収集し、水質調査を行いたいというふうに思っております。これ前もお話ししました環境基本法の水質に関わる環境基準ではですね、現在太田川の水質基準はAレベルということで、これは五つのレベルがありますが、上から二つ目、2番目になります。ということは、国土交通省の担当者から見れば十分きれいな水だと実は判断されているところでございます。そういった意味ではですねやはり我々自身で水質を調査し、昔と比べて何がどう汚れているのか。あるいは支流上流域の本当にきれいな水と比べて何が汚れているのかというのをやっぱり我々自身が把握をしていないと。幾ら国土交通省さんにきれいにしてくださいと言っても、いやもう十分きれいですからということで事態は何も変わらないと実は思っておりまして、そういった意味でも、改めて我々自身が調査をさせていただいて、どう改善してほしいかを明確にしていかなければ、事態は動かないというふうに感じているところでございます。そのためにも、改めてどんな清流を目指すのか。現時点ではですね水質基準を最高レベルのダブルAにするということを、ある意味、分かりやすい目標設定ということで設定をさせていただいておりますが、例えば、きれいな川というもので皆さんイメージされるものと、例えばアユなどの生き物がたくさんいる川というのは、もしかしたらちょっとニュアンスが違うかもしれないというふうに思っておりますし、また、漁業振興ですとかあるいは最近よく指摘されてます川辺の葦などの繁茂を抑えたいということと考えたらそれはむしろ水質ではなくて、水量の問題も考えなければいけないのかなというふうに思っておりまして、いろいろ太田川の河川の清流化を復活するといってもいろんな課題があると思っておりますので、そういうある意味我々のスタンスといいますか基本方針を立てるためにも、まずは今年度、現在の水質状況を確認をさせていただいて、その結果も踏まえた上で、次年度以降の取組についても、さらに対応策を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。水質のことについては私も同感でございますが、いわゆるアユ、ハヤ、ウナギ、コイ含めて、川の中で、それらが健全に泳いでいる状態が初めて健全な川と私は言えると思うんですよね。水質調査をして、生物化学的酸素要求量BOD、これはOKですというのはですね、健全な川とは私は言い切れない、その水質だけで、健全な川と私は言い切れないというふうに思うんですよね。6月1日に太田川上流漁協解禁になりましたけども下流もそうですが、ほとんど、竿を持って出る人おられません。釣れないからであります。そして、以前にも申し上げましたように、コケがつかない石が、物すごくあるんですよ。物すごく。これはですね、私は見るのに年を追うごとに、ひどくなってしまうような、見た目ですよ、見た目ではそのように感じるわけですよね。ということは、結局、健全なコケが育たないということは健全な状態でないということですよね。したがってコケを食べる鮎などは全く住みにくい。こがぁなとこじゃ生活ができません、もししゃべれたらそういうふうに言うんじゃないかと思うぐらいの状態ですから、是非ですね、これ、これ私次の提案なんですけれども、水質を調査するだけではなくて、シンポジウムなどを開催をしてですね、やっぱりアピールをすることが必要なんじゃないかなと思うんです。それにはやはり、水質の専門家がおり、魚の専門家がおりとかですね。そういうそれぞれの立場で、太田川の状態についての意見発表なりをしてもらい、そしてそれはマスコミにも、やはり取上げてもらう。そういうことを繰り返すことによって、その取組が、まさに前進をしていくのではないかな。そして水質には問題がないですよと言われる、国の機関においてもですね、課題として認識を頂けるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。シンポジウムの開催などについてですね、ある意味御提案頂きました。今後ぜひ検討させていただきたいと思っております。活動の幅を広げるという意味でも、有用なことは間違いないというふうに受け止めております。そのためにも、繰り返しになりますが、何をどうアピールするのか、あるいは私たちもやはりスタンスをある程度明確にということですね、きちんと整理をした上で取り組んでいく必要があると思っております。その際にはですねそういったスタンスが決まれば、今お話があったようなシンポジウムの開催等も取り組んでいかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。ありがとうございます。

○中本正廣議長

はい末田議員。

○末田健治議員

はい。最後に何うわけでございますが、今後の長期的な目標について伺いますが、方針には先ほども町長のほうから、水質においてはAAを目指すというふうな答弁がございました。仮に水質が向上したときに、川を活用する環境が整っているかどうかということが私は大事ではないかなというふうに思います。今からでも親水性確保の取組、そうしたことがですね、並行して取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思いますがこの点についての見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のように、太田川の水質の向上というのは当然、我々としては、その向上によ

ってさらにきれいになった河川の活用をぜひ進めていきたいということでございますので、御指摘のとおり、水質の改善とは別にというか、並行して、河川利用に関する環境整備も並行して進めなければならないというふうに思っているところでございます。具体的にも幾つか取組をさせていただいておりまして、その例として挙げると、令和6年4月に温井ダムがインフラツーリズムの魅力倍增プロジェクトのモデル地区に選定をされまして、既にグランピング施設やグローバルリゾートNUKUI、ホテルの復活、さらに言うウォーターアクティビティなどですね多くの事業者により、当該地域についてはにぎわい創出が図られているところでございます。また、この取組の延長線上でいうと、令和7年の3月には中国地方整備局による都市地域再生等利用区域の指定、いわゆるインフラ施設のオープン化と言われる取組でございます。これが、温井ダムにおいても、指定を頂いたわけでございまして、令和7年度からは、より本格的に、民間活力によるダム湖の利活用が始まったところでございます。温井ダムのインフラツーリズムは、町内のほかの観光施設、観光資源とも連携させることでさらなる経済効果が発現すると考えているところでございます。これ以外にも、町の総合ビジョンでは、太田川の自然と調和した快適な環境づくりを掲げ、親水性を確保した護岸の整備や活用方法について、河川を管理する国土交通省太田川河川事務所や温井ダム管理所とも引き続きかわまちづくり計画の検討を行いたいと思っておりますし、地域資源を活かした、同じく総合ビジョンでも挙げております地域資源を活かした産業の担い手育成としては、ウォーターアクティビティの担い手育成等にも力を入れていく予定でございまして、河川の活用に向けた環境整備についてもですね、計画的に進めていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

安芸太田町長期総合ビジョン第3期の計画でございますが、町長が言われましたように地の利、人の和、太田川の清流復活など、そして農地を保全をする取組、その他様々な移住定住対策の取組、それらも全て私は安芸太田町の自然を活かした、そして人情的に、安芸太田町行けば、大変、もう優れているとこういうふうに言っていただけるような、第3期の総合ビジョンを通してですね、こういうまちづくりが私は進んでいくことを期待をしておりますし、町長もその先頭に立ってはしもトークなどで、十分にしっかりと宣伝をしていただいて、安芸太田町の素晴らしいまちづくりが、今後一層進んでいくことを期待をして私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で5番末田健治議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後4時37分 延会